

北海道社会福祉研究

第 33 号

<論文>

単身高齢者の非親族関係によるインフォーマルサポートについて

—ライフストーリー分析の試み—

畠山明子・・・・・・・・・・1

障害者の主張はいかにして合理的に理解されるのか

堀内浩・・・・・・・・・・17

発達障害児をもつ父親の仕事と家庭におけるゆらぎの検討

—障害を理解した時期の違う二人の父親—

今西良輔・・・・・・・・・・29

<研究ノート>

自立生活センターの介助者が受ける教育とは

—3つの立場からの質的研究—

高橋銀司・・・・・・・・・・45

編集規程・投稿規程・執筆要領・査読報告書・・・・・・・・・・63

2013年3月

北海道社会福祉学会

【論文】

単身高齢者の非親族関係によるインフォーマルサポートについて
—ライフストーリー分析の試み—
On Informal Tie of Single Elderly with the Exception of Families
—By the Life Story Study—

北星学園大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程 畠山明子

要旨：本稿は、単身高齢者のインフォーマルサポートの一つである非親族関係に着目し、その関係性の推移を追跡するため、高齢者の語り（ライフヒストリーおよびライフストーリー）をもちいて分析をおこなった。調査対象地は、社会関係の紐帯が強いとされたが、現在その豊かな社会関係が消滅しつつある縮小社会（X市）、対象者は、一般的に社会関係の優性が指摘されている女性単身高齢者8名である。その結果、特に非親族関係喪失後の経過に特徴（①現在有している関係がより深まる、②新たな関係が形成される、③変化なし）がみられた。具体的には、①現在有している親族・あるいは非親族関係が強化される、②これまでの非親族関係に代わる新たな近隣住民や友人との関係が形成されていた。今後のわが国は、人口減少・高齢化と直面することから、家族だけではなく、近隣住民や友人といった非親族関係の機能の変化に合わせた社会システムを考える時期に来ている。

Keywords：単身高齢者 非親族関係 インフォーマルサポート ライフストーリー

I. 本稿の目的

1980年代以降、わが国の高齢者の世帯構造の変化は著しく、三世代同居率が急速に低下し、高齢者のみの世帯比率が増加している。2010年の国勢調査によると、単身高齢世帯は、500万世帯を超え、急増している。このことは、従来の同居・扶養に基づく家族による支援に代わり、孤立や孤独死の防止、あるいは、緊急対応の際、日常的な声かけや見守りなどにおいて、非親族関係に期待される機能が高まることを意味する。

インフォーマルサポートとしての非親族には、近隣住民や友人だけではなく、NPOやボランティア等（岩間 2012）が含まれる。その中でも、単身高齢者の日常生活を支える近隣住民などの役割（山口 2011 など）が注目されている。富樫（2007：177）によると、近隣関係は、親密性および地理的近接性と直接接近性という特徴を持っている。隣人のサ

ポート提供率は全般的に低い。留守時の侵入者の通報及びちょっとした日用品を切らしたときの貸し借りのような近接性を要する手段的サポートの提供率は高い。また、離れている子どもや友人より「近所付き合い」の方がはるかに主観的健康観を高める（中尾・平松 2006）ともいわれている。

友人関係については、親密性や直接的（あるいは間接的）な接触に加え、自らがその関係を選択でき、自らと同質かつ関心を同じくする者と結びつく（富樫 2007：177）。また、相互選択に基づくため、ライフスタイルの類似性が高い。従って、交流（問題解決志向を持たず、ともに余暇を過ごす、何気ない会話を楽しむような相互作用）や地域活動など社会参加活動のパートナーとして選択される。負担の重いサポートを提供する提供者とはなりにくい。緊急時の手助けや「ちょっとした用事」等のサポート提供者の負担が比較的

軽い場合はサポートを提供する主体となる（浅川 2008：132）。さらに、情緒的サポートの提供率は、配偶者や子どもに匹敵するほど高く、交流の頻度は、配偶者や子どもを超える。

前田（1988）は、高齢者と子および友人の関係性の違いについて、「病気時の世話」「経済的援助」を例に挙げて述べている。老親の経済的・身体的扶養責任には、「第一に親族—なかでも子—にあり、親族扶養が不可能な場合のみ非親族扶養が行われるべし」という社会規範による老親扶養義務者の序列が存在する。友人は、体力・経済力に乏しい老人である場合が多いため、このような援助は不可能である。また、余命短い老人にとっては、このような援助を友人から受けても、今後、援助の互酬性を保ちえる保証はない。そのため老人の経済的・介護的援助源となりうるのは、かつて養育してきた実績のある子に限られやすい。

現在、高齢者の社会関係は子に加えて、親族や近隣住民、友人をも含むものと解され、高齢者と他者の関係に視点が置かれている。これまで、単身高齢者の社会関係に関する研究は、サポート源としての別居家族に着目したものが多かった。そのようななか、近隣や友人などの非親族関係は、近隣住民が子どもに代わって話し相手や簡単な身の回りの世話などの日常的な生活サポートをおこなうなど、近隣住民の援助が日常生活を継続する重要なファクター（石田 2000 など）となっていることがわかってきた。高齢期の単身生活者が多い欧米でも、近隣住民や友人は、情緒的サポートの提供者（Wenger 1992）、寂しさを感じたときの話し相手、簡易な物品の貸し借り時に重要な人々である（Gray 2008：10）。山中（1976）によると、一番親しい近隣住民に「お土産の交換」「お土産の交換」「手料理

の交換」「世間話の相手」を「してもらう」ことの方が多かった。また、これらは、相手に「してもらう」だけでなく「してあげる」傾向も高く、単身高齢者と非親族間の相互支援関係も認められる。ただし、高齢者は自分と比較的年齢の近い相手とつながりを形成する特徴を有することから、関係が切れやすくなるため親族関係と比べて変化しやすいことも指摘されている（小林 2010）。

高齢者に対するケアサポートは、家族、近隣住民や友人等のインフォーマルサポートと介護保険サービスに代表される公的サービス等のフォーマルサービスの組み合わせ（冷水ら 2009）によって提供されているが、社会資源や社会関係が減少している過疎地域では、これらのサポートが十分に提供されにくい。特に、過疎高齢化の進む旧産炭地域は、全国的な動向より早く 1960 年前後に人口のピークを迎えており、その後、急激な人口減少を経験し（堤 2011）、今日にわたって単身高齢者の社会的ネットワークは確実に減少を続けている。このような人口減少が進む縮小社会では、単身高齢者はどのような社会関係の変化を経験するなかで今日の社会関係を築いてきたのか。失った関係の代わりに担う他者が現れるのか、あるいは、その他者を喪失すると単身生活を送ることが困難になるのだろうか。

本稿は、社会関係の紐帯が強いとされたが、現在、その豊かな社会関係が消滅しつつある縮小社会としての旧産炭地域において、一般的に社会関係の優性が指摘されている女性単身高齢者の生活歴を聞き取ったライフストーリー事例から、特に非親族関係の変化がどのような要因によって発生するのか、それを分類するとともに、高齢者の単身生活を支える非親族関係の機能とその特徴を明らかにすることを目的とする。

II. 事例分析の視点と分析方法

公的なサービスの提供が限られ、さらに、家族・近隣関係が減少する縮小社会における単身高齢者は、どのような他者によって生活が支えられているのか。その支援ネットワークのありようについて先行研究では、調査の一時点のみが対象とされてきた。しかしながら、高齢者の社会関係は、過去からの関係性が多分に影響している（直井 2010）ため、他者とのつながりがどのように形成されてきたのか、あるいは、喪失してきたのかという過程を明らかにするには、長期的な追跡調査が必要となる。齋藤（2008）も指摘するように、単身高齢者のインフォーマルケアの大部分を担う家族・親族の機能を補完、代替する役割が期待される近隣住民や友人などの非親族とはいかなる機能を介した関係性を有するに至っているのかについて、縦断的視点に基づいた分析は少ない現状である。この種の調査では、対象者が調査の途中で脱落してしまうなどのリスクが多いことが調査設計上の問題点として指摘されている。

そこで、本稿では、単身高齢者の語りを採用し、過去から現在にわたるインフォーマルサポートの変化を明らかにしているライフストーリー事例から、特に、非親族関係の変化を取り上げる。次章では、ライフストーリー⁽¹⁾およびライフストーリー⁽²⁾分析をもちいて、縮小社会における単身高齢者のインフォーマルサポート（非親族関係）の継続性と代替性を明らかにする事例研究をおこなう。

本稿において取り上げる事例研究は、2008年10～12月および2011年6～7月に実施した、半構造化面接によるインタビュー調査の結果である（概ね一人2回、1時間～1時間半程度）。対象者は、北海道の旧産炭地 X 市に居住する配偶者と死別した女性単身高齢者8名である。分析の方法は、ライフヒストリ

ー法およびライフストーリー法である。分析の手順は、まず、インタビュー内容を IC レコーダーによって録音することの許可を得、全ケースについて逐語録を作成した。この逐語録に基づいて、対象者のライフヒストリーとインフォーマルサポートの変容（親族（家族）関係と非親族関係（近隣住民および友人）の変遷）を整理した。とくに、「インフォーマルサポートが変容してきた過程」と「非親族の支援形態の特徴」に着目して、分析をおこなう。

なお、倫理的配慮として、本稿の事例は、対象者を特定できないよう、匿名化している。また、調査の概要と個人情報の保護・事例の取り扱いについて、対象者の選定を依頼した X 市居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、文書にて説明した。併せて、調査対象者にも口頭・文書にて説明し、改めて調査協力に関する意思を問うた上で承諾書を取り交わした。

III. 事例研究の結果

(1) 調査対象地

X 市の最多総人口は 46,171 人（1948 年 7 月）であった。その後、日本のエネルギー政策の転換および炭鉱の閉山にともない、総人口は減少の一途をたどっている（2012 年 10 月現在、総人口は約 4,200 人、高齢化率約 42%）。X 市の今後の人口について、国立社会保障・人口問題研究所が 2010 年 12 月に発表した「日本の市区町村別将来推計人口」では、2005 年の国勢調査結果に基づく総人口を 100 とした場合、総人口は年々減少し、2030 年には 2005 年時点の約半数となることが予測されている。年少・高齢人口別の特徴をみると、15 歳未満の年少人口は年を経るにつれてわずかに減少するが、65 歳以上の老年人口は確実に増加し、今から 15 年以内には総人

口の半数を高齢者が占める地域となる（図 1 参照）。

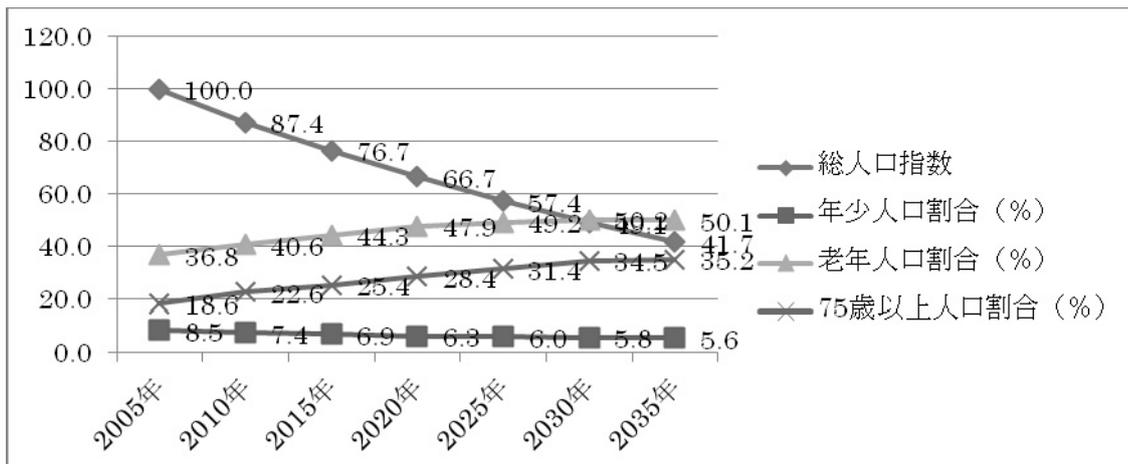


図 1 X市の総人口指数・年少人口割合 (%)・老年人口割合 (%) および 75 歳以上人口割合 (%) (出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」結果 2010 年 12 月推計より)

今後の X 市の人口は先に示した通り，高齢者人口は増加するが，総人口は減少することが予測されている。このうち，人口減少に直結するのが転出増である。X 市の 2006 年度から 2010 年度の転入・転出者数は，毎年の

転入者数以上に転出者が多いため，社会減となっている（図 2）。転居はもはや若者だけの現象ではなく，施設入所や子どもと同居・同居するために移動する高齢者が顕著であるのが今日の特徴である⁽³⁾。

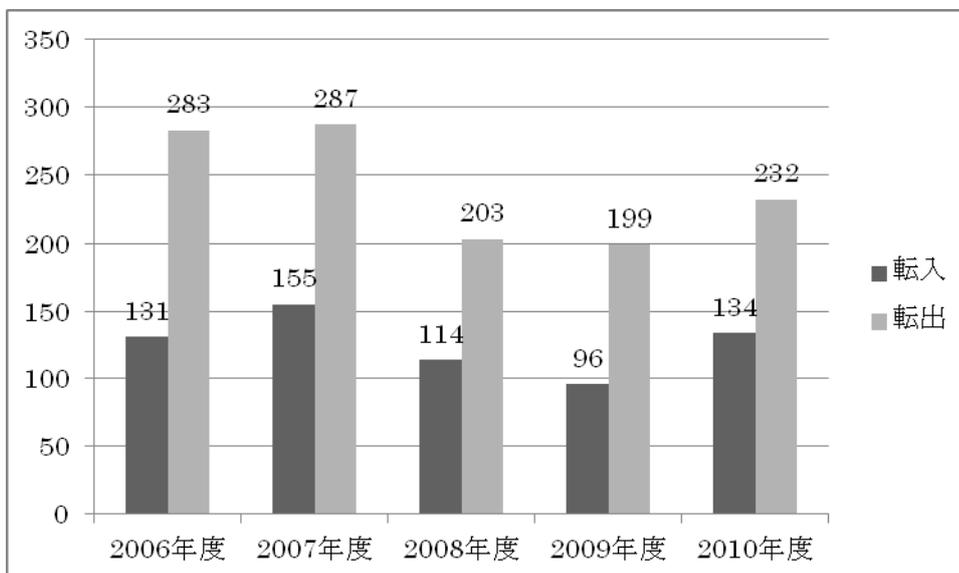


図 2 X 市における転入・転出者の動向 (単位：人) (出所：X 市戸籍年金グループによる集計結果より)

産炭地は、「独特の生活の共同体的関係」(笹谷ら 1992：78) を有する地域であるといわれた。このような考え方は，第二次世界大戦前までの同職意識による紐帯と第二次世界大戦後の同一の生活環境での暮らしから生み出

された。同一の生活環境とは，会社から供給された同じような規格で密集した住居に住み，同じような勤務先から同じ日に同じような賃金を支給され，同じ商店から同じ物を買う等である (市原 1997)。このような特徴は，一

つの炭鉱会社に勤める炭鉱労働者とその家族同士が、一つの家族のように連帯感を持って生活してきたことから、「日本の炭鉱社会を表現するのに独特な用語」（宮内・吉田 2001：35）である「一山一家」という言葉で表されている。

炭鉱社会では、一定地域で集団的な定住生活を営まれていた。これらの集団住宅は炭鉱住宅と呼ばれ、その地域の生活諸条件は周辺の農村や一般市街とは質的に異なっており、その為に、事実上、独立した地域共同社会をなしている。この地域社会を結合している意識は、炭鉱労働の特殊性からくる独特な連帯感情である。主として炭鉱労働が危険にさらされた地下労働であり、そこでは協働労働が常に要求され、その協働自体が自己及び他の労働者の危険を分かちあい、防ぎあっている点が炭鉱労働の特殊性である。このような特殊性は、労働者のあいだに強い仲間意識を生ぜしめずにはおかないし、そのことが炭住（炭鉱住宅）という条件のもとで、私生活内容が共通であることによってさらに強化されていた（徳本 1963）。このように、炭鉱社会のもとでは、親密な社会関係が形成される条件が自然と整えられていたものと考えられる。

（2）インタビューガイド

2008年調査では、とくに女性単身高齢者が夫と死別した前後のインフォーマルサポートの変容を浮き彫りにすることを目的に、インタビュー項目を設定した。2011年調査は、単身高齢者の親族の範囲を広く捉えるとともに、転居や疾患歴などのライフイベントに着目し

てインフォーマルサポートの変容を明らかにする項目を追加した。

<2008,2011年共通項目>

- ・ ADL と日常生活の状況（家事行動などの遂行状況）、既往歴、介護保険サービス・他のサービスの利用状況（利用開始時期・頻度など）、家族構成
- ・ X市に住み始めた年とそのきっかけ
- ・ 一人暮らしをしている上で頼りにしている人とその人を選んだ理由
- ・ 子、兄弟、孫、近隣住民との関係性の推移（過去から現在に至る家族状況、配偶者死別前・後の変化）

<2011年追加項目>

- ・ 近隣、友人関係が作り出された、あるいは、喪失された出来事（要因）と関係の継続性（親しくしている近隣住民・友人の有無→何がきっかけでつながりを持つようになったのか、現在の付き合い方）
- ・ 単身で生活する上で頼りにしている人とその理由
- ・ 今後の居住意志
- ・ これまでの転居経験とそれにとまなう社会関係の変化

（3）調査対象者の概要

対象者は、2008年3名（A,B,C）、2011年5名（D,E,F,G,H）の計8名である。表1に対象者の概要を整理した。

表1 調査対象者の概要

	年齢 (単身歴)	子ども	要介護度・利用サービス	既往歴	社会参加
A	89歳(16年)	長女, 長男(死去), 二男(死去),	要支援2(DS週2, HH週1)	脳血栓, 心筋梗塞	絵手紙サーク

		三男		緑内障, 白内障	ル (月 2)
B	78 歳 (13 年)	長女, 二女 (市内居住), 三男	要支援 2 (HH 週 2)	糖尿病	なし
C	78 歳 (31 年)	長男, 二男	自立, 利用サービスなし	脳動脈瘤	体操 (週 2)
D	99 歳 (15 年)	長男 (市内), 二男, 長女, 二女, 三男	要支援 2 (訪看・HH 週 2)	脳梗塞, 骨粗鬆症 腰部脊柱管狭窄症 高脂血症	なし
E	86 歳 (6 年)	長男, 長女, 二男 (死去)	要介護 2 (DS・HH 週 2, 訪看週 1, 居宅療養管理指導月 1)	盲腸, 腰痛 肝障害, 膝痛	なし
F	85 歳 (12 年)	長女, 二女	要介護 2 (DS・HH 週 1)	胆石, 盲腸 高血圧, 腰痛 感情失禁	宗教活動
G	70 歳 (10 年)	長女, 二女, 三女 (市内), 四女	要介護 2 (DH・HH 週 2)	脳梗塞	なし
H	89 歳 (7 年)	長男, 長女, 二女, 三女	要支援 1 (DS・HH 週 1)	白内障, 高血圧, 高脂血症, 両膝痛, 心房細動	なし

※DS=デイサービス, HH=ホームヘルプサービス

(4) 調査結果と考察

本稿は、女性単身高齢者の非親族関係の代替性を明らかにすることを目的としている。とりわけ、近隣住民との関係が喪失した場合、もともとある親族との関わりがより親密化するケース (B,E,F,G) と親族・非親族関係が長期にわたって継続しているケース (C) の概略については、後述する結論の中で関連する話題を取り上げて考察する。ここでは、非親族関係の変化が特徴である三事例 (A,D,H) の結果を分析する。

1) ケース A

①ライフヒストリー

主婦として 4 人の子どもたちを育て上げた。夫の定年後、A や夫が相次いで病に倒れた折には、長女や長男に看病や家事をしてもらった。隣に居住していた夫婦は、家事の手伝い等に加え、精神的な支えとしても頼りにして

いた。夫の死去を境に、長男、隣人夫婦も死去し、A を支えてきた重要な他者を次々に失う。長女も近隣市から車で 2 時間以上かかる所へ転居したため、長女と同居することも検討し始めたが、A は X 市で生活する意志を持ち続けていた。脳梗塞のリハビリの会や絵手紙サークルに参加し、他者との関わりを持ちながら生活し、心筋梗塞で倒れた際、家族同様の存在ともなる隣人の単身女性との関係が新たに生み出されることになった。A と隣人の単身女性は、互いの重要な他者 (配偶者や別居子) との関係を補足あるいは代替しあっている。日々のサポートは隣人の単身女性が担い、長女の定期的な訪問 (月に 1 度、1 週間程度滞在する) も楽しみであり、頼りにしている。

②非親族関係をめぐるライフストーリー

<単身前の親族関係>

夫は、町内会の仕事等、社会活動を担っていた。この間、Aは、主婦として、家を守ってきた。Aが脳血栓で倒れた際、夫は掃除機をかけるなどの家事を手伝ってくれた。晩年、Aや長女、長男の介護を受けながら在宅で過ごした。

長女は、脳血栓で入院したときの付き添い、夫が脳梗塞で倒れたときの介護を担った。長男も長女とともに、夫の介護に大きく貢献した。道外で家族と住みながら長距離運転手をしていた長男が家族を置いて一人で夫の介護の手伝いに来ていた。もともとは、長男は家族を連れてX市へ移り住み、親の介護をするつもりであった。家族と共に市営住宅への引っ越し準備まで済ませていたが、直前に、長男の嫁がX市へ来ることを拒否したため、長男が一人でX市へ来ることになったという経緯がある。長男の嫁は、見知らぬ土地を来ることを嫌がったという。)土日には当時は近隣の市に住んでいた長女が手伝いに来てくれていた。

<単身後の親族関係>

夫の死後、相次いで長男も死去する。それまでは、町内会の仕事などは夫がやっていたが、「甘えて動かなかったんだけど、主人が倒れてからね、こんなことしてられないと思って、今度動き出してね、結構動けるようになった」。夫が亡くなったときのAの心境は、「寂しいより私はもう疲れて、へとへとになった。ほっとしたね、悪いけど。悲しむ暇なかった。自分が倒れる一歩手前だったもの」自宅での介護に疲れながらも夫を看取ったAは、次は自分の番（自分が死ぬ）と思い、自宅の家財道具を処分するなどの身辺整理を始めた。だが、思いの外、長生きしている。

長女は夫の仕事の都合で近隣市から道内の

ある市へ転居したため、Aと頻繁に関わることが難しくなったが、Aの心筋梗塞発症を期に、定期的に訪問するようになった。

援助者でもあった近しい存在の喪失が、後述するIの存在によって代替されたことになる。

<単身前の非親族関係>

隣人夫婦とは、K地区に居住していたときから付き合いがあり、Aが脳血栓で倒れたとき、Aの夫に食事を作る世話などしてもらった。夫の介護のときには、子ども達が主たる援助者となったため、話し相手となって、Aを支えていた。

<単身後の非親族関係>

隣人夫婦は夫婦とも死去した。

心筋梗塞で倒れたとき（A83歳）、道内に住んでいた長女の所へ行かなければならないと本人も覚悟を決めたものの、AはX市で一人暮らしを続けることを希望していた。そこで、長女が見守りを依頼したことがきっかけで、近隣住民であり友人でもあるIとの関係が形成された。(それまでは隣に住んでいてもつながりがなかった。)Iは60歳代後半で現在一人暮らし。AとIが親しくなるのにあまり時間を要さなかった。その要因としては、筆者の一度目の訪問の際、二人の関係性を観察した様子から推測するに、Aの長女(63歳)と年齢が近く、同じ炭鉱社会に生きたことから、互いの境遇に共感し、会話も弾んだことが考えられる。現在も継続した関係性で、日々の見守りや、緊急時の対応も任されている。IのみがAにサポートを提供しているのではなく、Iにとっても、Aという存在が拠り所となっている。筆者の訪問時、IはA宅の様子をたびたび見に来ていた。毎日のように、特段、用事がなくてもIはA宅を訪れ、話をし

ているという。隣人の単身女性 I は毎日のように顔を出している。I によると、「今日は (A の家へ) 行かないで我慢しようと思っても、やっぱり様子が気になるから見に行ってしまう」という。「根が生えたように」話が盛り上

がり、談笑する間柄である。今では、隣人の単身女性 I は A が一番頼りにしている人になった。

その他の近隣関係として、夫の死後、A 宅の近隣に住む一家が毎年、除雪をしてくれる。

ライフイベント		社会関係					居住地	
		夫	長女	長男	隣人夫婦	近隣の単身女性 I		
単身前	X 市へ (15 歳)						K 地域	
	結婚 (24 歳)	形成			形成			
	子どもの誕生	↓	形成	形成	↓	↓	現住地 M 地域	
	転居 (53 歳)		↓	↓				↓
	脳血栓発症 (62 歳)							
	夫の脳梗塞 (5 年自宅で介護) (68~73 歳)							
夫 (75 歳) 死去 (73 歳)	喪失							
単身後	長男死去 (76 歳)	X	↓	喪失	長男死去後, 死去	↓		
	心筋梗塞発症 DS,HH 利用開始 (83 歳)			X	X		形成	
	現在 (89 歳) の状態			喪失	継続		喪失	喪失

図 3 ケース A のライフイベントとインフォーマルサポートの変化

2) ケース D

① ライフヒストリー

X 市出身。洋裁の仕事をするため X 市を離れた時期もあったが、それ以外は X 市で暮らし続けている。29 歳で結婚したとき、夫 (炭鉱夫、6 歳年上) は死別した前妻との間に子どもがいたため、親から結婚を反対されたが、自分が結婚しないと 3 人いる妹たちが結婚できないという事情もあり、1 年かけて説得し

た。84 歳のときに夫と死別後、単身となった D を 5 人いる子どもたちのいずれかが引き取るという話題も出たが、X 市外で仕事していた長男が近居することになり、現在にわたって通院介助などのサポートを提供し続けている。

② 非親族関係をめぐるライフストーリー

< 単身前の親族関係 >

子どもは自分が産んだ子どもを含めて5人いたが、それぞれ訪問や電話で交流を持っていた。夫は頑固であったが、Dは自身の意志を貫いて家を建てることを決断したこともあった。

「(夫が亡くなって)私が、ホッとしたというか、自分の思ったような暮らしができる。うちの旦那は、なかなか話さないというか、私の思ったようにできないわけ。だから、死なれたらホッとしたわけ。ということだ。ホッとして、こうやって長生きしてしまっているの」

「ここで何年か過ごしてからじいちゃん、じいちゃんは家を建てることを反対だったの。年をいってから家を建てたってだめだ。俺はそろそろ80になるのに、家なんか建てないと言っただけけれども。私は、家がなければ困ると思っていたわけさ。家というものがあればこそ馬鹿にされないで2人で暮らせると思ったから、どうしても無理をして、家を建てよう。その時は、私のほうが強くてね、結局ここに家を建てたの」

<単身後の親族関係>

長男（義理の息子）が近居のために引っ越してきて、日々のサポートを担っている。また、近隣町に住む三男（単身）が自身の食事作りも兼ね、準備をしに来てくれる。

<単身前の非親族関係>

現住地に住むまでの近隣・友人関係は、以前の関係維持が難しくなり、新たな場所での関係が形成されるというパターンが見られる。現在の住まいになってからは、長い人で住み始めてからつながりのある人（自宅向かいと隣人）もいる。

「あっちも年寄りだし、私もなにも行ったり来たりしないね。ただ、まだ向こうに残って

いる人たち、私は先にここに来ただけけれども、まだ残っている人たちが、たまに遊びに来てくれて。私も行って、帰りは、向こう2人、私1人で、3人で、ここは坂になっているの、そこから来て、3人で手を繋いで、半分踊りながらここに来たの。それくらいで、あとはみんな子どもさんに、お互いに引き取られてしまっ」

「そのうちに、あの人、一人は子どもに連れて行かれたし、息子さんに行ったし、一人は亡くなったし。もう向こうの人は全然いないの」

「道路ができるので、お互いに結局、まず真っ先に私が出て、それからあの人たちが次々と子どもさんに引き取られていったのだと思う。懐かしいから、〇〇町の婦人部になかなか行けないけれども、ここから抜けて出て行くのもつらくて、しばらく会費をかけて、いつか行こういつか行こうと思って。ここから離れてきたら、元のいた所になかなか行けない自分がある」

「そうかといって、こっちのなにかに出るわけでもないの。もういい歳になったら、新しい人と面倒くさくて会いたくない。なにかがあっても行くことをしないし、行かないのが悔しいわけでもないし」

<単身後の非親族関係>

いわゆる「向こう三軒両隣」的關係を取り結ぶ近隣住民がおり、単身後はよく自分のもとを見舞ってくれるようになった。

「私はね達者な時もね近所に行ったことないの。ただね、来てはもらえたけどね。だから、自分行ったことないんだけど、元気な時も、こうしたらなおねどこも行かれないのね。近所の人に来てくれてもね、話題がない、何にもね、来てくれても。だからなんかできたとか、おいしいもの作ったとか、菜っ葉が大

きくなったとかって言ってね、どうしても御馳走してくれるのね。そんなときにちょっとここに腰かける、ちょっと腰かけてみて帰るけどもね、お隣もそれから向いさんももう一つの若い人もね、しばらく見ないから裏からこんな見てみてね、裏からとんとんとんとんとたたいて、話してくれたりね、そんなことでね、だんだんね、話しくなるからね、来てくれる人もね、そんなに長居しないでね、様子見てね、ただね、そのお若い人なんかね、

隣に電話かけるらしい。具合が悪いではないけどね、庭の戸開けてね、玄関の戸開けて、なんか具合悪くてね、電話かけて、見て行ってみてって電話が来たんだって、だから来てみたけどなんでもないんだねって、やっぱしね、具合悪かったりしたら連絡してくれたんだなと思って。ありがたい、だから、心配掛けないように、がんばってるだけ。駄目なんだ私も、どっこも悪くないのよ、ほんと」

ライフイベント	社会関係			夫	長男	次男	前住地の近隣関係	現住地の近隣関係	居住地
	形成	喪失	喪失	形成	形成	形成	新設	新設	
出生 (X市)									K ↓ M
洋裁の仕事をするため X市を離れる (2年)									
結婚 (29歳)	形成			形成	形成	形成	新設		現住地 N地域
転居 (76,7歳)							喪失	新設	
脳梗塞発症 (夫の看病中)									
夫 (92歳) 死去 (84歳) →子どもとの同居検討	喪失								
訪問介護利用開始 (88歳)									
子どもとの同居検討 (94,5歳)									
足の不調 (98歳)									
現在 (99歳) の状態	喪失			継続	継続	継続	喪失	継続	

図4 ケースDのライフイベントとインフォーマルサポートの変化

(3) ケースH

1) ライフヒストリー

炭鉱関連会社で事故死した兄の友人のうち、縁があった夫と結婚する (21歳)。28歳のときX市へ。夫は炭鉱夫として働いたが、定

年後、手の不調を訴え、頸椎に損傷が見つかり手術した。手術後、7カ月間は市外の病院でリハビリをした (三女宅へ身を寄せる)。当初、夫は自宅内を張って歩くこともできたが徐々に寝たきりになり、亡くなるまで訪問介

護、訪問入浴、訪問看護、往診を受けながら自宅で介護する。夫が亡くなって2年後から老人クラブへ入り、介護保険を利用するようになった。現在の住宅（炭鉱住宅）に40年近く住んでいる。

2) 非親族関係をめぐるライフストーリー ＜単身前の親族関係＞

夫が手術をしてから亡くなるまで、公的なサービスを利用しながら在宅で介護したが、その間も子どもたちは代わる代わる様子を見に来てくれた。

＜単身後の親族関係＞

子どもたちも義理の親の介護や自身の体調の不調からなかなか訪問することができなくなってきているが、大型連休やお盆にはなるべく皆が顔を合わすことができるように日程を調整して来ている。

＜単身前の非親族関係＞

現在の居住地の隣人とは、土地の範囲をめぐってトラブルになって以降、付き合いはない（それまでは子どもの結婚式に出るなどもしていた）。

「あんまり付き合いはしてなかったんだけどね、ここ職員住宅、会社駄目になるからね、買ったの、してここ入ってね、普通の家と違って、会社だから、仕切り、ぼっこ立てて、ぼっこの上がちょっと赤く塗ってるやつあるしょ、あれだったの、だけど、ここ段々なってるからなんでもないしょ、したからね、この人気付かなかったかもしれないけど、誰だかここ差しときなさいよってね、鉄のぼっこ、差しといたのそこに、それでね、26年経ってから文句言ってきたの。違うってね言うんならいいよ、ただ、自分らで勝手に測って、こっちにね20センチも30センチもこっち来て

る。言わないの。だから、老人クラブの人もね、構うなよって、しゃべったらだめだから」
「ここへきてもう40年近く経つもん、この家買って、この家建てて7年くらいで会社だめになったからさ、売ったんだみんな、定年近くの人とか、かまどの新婚さんとかね、買ったんだ60万だ土地つきで、ずっとなんでもなくて、26年ぐらいからね、くい立ててくるこっちに、言わないで、普通ね言うしょ」

＜単身後の非親族関係＞

近隣住民は除雪や緊急時に対応を依頼している。デイサービスに行くようになり、家を行き来し合う友人ができた。

「下から二番目とね、そこの人も上の人もいいし、一番上の人も、三人。もう一人いいけどね、途中から入ってきたからね、その人もいいよ。自分の家雪投げしたりするしょ、一番上の人ちょっと遅れるときはね、ついでにしてくれるの、前だけ、前だけって、いまはあれだけど、前はねみんなよけといたの、それをしてくれたの、二番目の人」

（4）事例のまとめ

ケースAは、親族および非親族関係との死別にともない喪失した代替として、新たに非親族との関係が形成され、それがより親密化した事例であった。近隣住民(I)との関係は、自らが働きかけて形成された関係ではないが、双方の思いを聞き取り、後に頼りにし合う交流へと発展したことを取り出すことができた。

ケースDは、転居前の非親族関係が転居後も継続しなかったものの、新たな居住地で複数住民との関係が形成された事例であった。当初は、転居前の地域の町内会費を支払うなどしていたが、新しい地域での生活に慣れるにつれて、これまでの関係を維持することは難しくなり、高齢期の転居における非親族関

係の連続性の課題が浮き彫りになった。

ケース H は、ある特定の近隣住民との関係が喪失されたが、その代わりにもともとある非親族関係が強化された事例であった。ある他者との関係が喪失しても本人にとってその

関係が精神的なつながりや支援に結びついていいるなど重要なものでない場合、親族による変わらぬ支援と親密化する非親族関係が存在すれば、これまで通りに単身生活を続けることができることが示唆された。

	社会関係 ライフイベント	夫	長男	現住地の 近隣関係	デイサービスの 友人	居住地			
単身前	出生	形成 ↓ 喪失	形成 ↓	新設 ↓		X市外 F→S→A			
	行儀見習い (16,7歳)								
	結婚 (21歳)								
	X市へ (28歳)					喪失	↓	新設 ↓	現住地 M地域
	転居 (49歳)								
	夫の手術 (64歳)								
	隣人とのトラブル (78歳)								
夫死去 (82歳)	喪失	↓	新設 ↓	現住地 M地域					
老人クラブ加入 (84歳)									
デイサービス利用開始 (85歳)									
訪問介護利用開始 (87歳)									
白内障手術 (88歳)	喪失	維持	維持・喪失	新設→維持	現住地 M地域				
現在の状態									

図5 ケース H のライフイベントとインフォーマルサポートの変化

IV. 結論

(1) 非親族関係変化の特徴

旧産炭地の女性単身高齢者は、人生の中でどのような他者と関係を取り持ち、その地域での生活を継続してきたのかという問題意識のもと実施した事例分析の結果、配偶者との死別や自らの疾患経験、転居等がきっかけとなり、①「現在有している関係がより深まる」、②「新たな関係が形成される」、③「関係が喪失される」という非親族関係の形成あるいは喪失の要因およびそのパターンが見出された。

①「現在有している関係がより深まる」、②

「新たな関係が形成される」に関連する要因として、新たな近隣関係が作られる際、または関係が親密になる際、加齢に伴う疾患の発症がきっかけとなっていた。

③「関係が喪失される」ことに関連する要因は、相手の転出・死亡、自身の病気が影響していた。とくに、いったん近隣関係を喪失すると、新たな関係は生みだされにくいことが示唆された。関係喪失後の経過について、本事例では、他の近隣住民とより親密になるケース(A,D,H)と新たな関係も形成されず、既存の関係は親密化されないケース

(B,E,F,G)が見られた。例えば、転居によりこれまでの非親族関係が失われ、かつ、新しい近隣関係が形成されないことが挙げられる。ケース B は、友人の多かった地域から、網膜症の手術後（68 歳）、二女宅の近くに転居した。転居後、間もないうち（3～4 年）は二女の家へ歩いて行くこともできたが、今では一人で外出することも難しく行動範囲が狭まり、家事機能も低下した。長らく住んだ土地を離れることになり、これまでの友人関係や近隣住民とのつながりを喪失した。なお、転居後に新しい関係は形成されていない。同様にケース F も転居後、近隣関係が喪失・新たに形成されることはなく、今日に至っている。また、ケース E・G は、近隣住民が次々と転居・死亡によりいなくなり近隣関係が喪失したように、自分自身の転居や相手方の転居・死亡を契機として、非親族関係が断たれてしまうことも少なくないことがうかがえる。その代わりとして登場してくるのが半永久的な関係性を約束された親族である。彼らはそれまで以上に女性単身高齢者のサポート機能を果たすようになる。女性単身高齢者は、男性単身高齢者に比べてより多くの対象と頻繁に交流していることやそれらの多様な他者と相互にサポートを授受していることが都市部を中心とした調査において明らかにされている（西村 2004；田中ら 2006）。しかしながら、近隣住民や友人との関係がなくても、別居子を中心とした親族関係が存在するため、新たな非親族関係が形成されなくても特段困ることはなく、日々を過ごすことができているようである。

（2）親族関係変化の特徴と明らかにされた問題点

女性単身高齢者にとって、何よりも心のよりどころとなり、介護や看病が必要になった

ときに頼りになるのは家族であることが本事例からも明らかである。市内や近隣市町村に子どもがいる場合は、彼らが日常的なサポートをも担っている。一方で、「遠距離介護」や「通い介護（家族）」（米増ら 2009）として市外から親元を訪問している別居子も多い。特に病気を患った後は、訪問回数が頻回になっている。しかしながら、介護や訪問しに来る子も親もともに高齢化しており、親を見舞うことが難しくなっているという課題も確認された。現在 80,90 代の高齢者の子世代も高齢期（60,70 代）を迎えており、子自身も心身の不調や配偶者側の親の介護等の問題と向き合っているため、いつでも親のもとへ駆けつけることが困難になっている。そのため、親自身も「子どもに頼ってはいられない」という意識を持ち、できる限り一人暮らしを続けることを希望している。なかには、自分の死後、子に面倒をかけることのないよう、自宅内の片付けをしたり、生前に財産分与をおこなっているケース（A,H）も見られた。また、進学や就職のためにいったん X 市を離れた子が退職などをきっかけに再び X 市に戻り、老親のサポートを担っているケース（D）もあった。しかしながら、親側の意識として、できる限り子に迷惑をかけないように、その代わりの日常生活の援助を市内や近隣市町村に住む孫、きょうだい、おいやめいなどの親族に求め（E,G）ている。

（3）分析方法の妥当性と今後の非親族による支援の課題

本稿において事例分析の方法として採用したライフヒストリーおよびライフストーリー法により、非親族関係は変化することや親族関係の代替機能を担う可能性をも有していることが明らかにされた。

また、緊急時の対応、見守りや安否確認、

除雪など (A,C,D,F,H), 近隣住民は単身高齢者の日々の生活支援に重要な機能を果たしていた。澤岡ら (2012) が都市の単身高齢者を対象におこなった近隣や友人など非親族との日常的な交流の実態を明らかにした調査結果では、よく話をし合う関係性がみられたが、その内容は、挨拶や世間話、噂話などであり、心配事や悩み事を聞くといった情緒的サポートのやりとりは少なかったという。これは、人口減少地域を対象とした本稿とは異なる結果である。本稿では、近隣との付き合いがある場合、緊急時の対応を依頼するなど関係の親密さが浮き彫りになった。この非親族関係の特徴ともいえる相互扶助的助け合いを今後、どこまで期待できるのか。加えて、これからは親族のみに援助を求めることは難しく、今後、ますます人口が減少し、単身高齢者自身、別居子、その他のインフォーマルサポートが高齢化していくなかで、単身高齢者のインフォーマルサポートはどのように変容するのか。日本は「人口増加+経済成長=地域発展」という「人口増加型パラダイム」を前提とした社会システムを形成してきたため、人口減少への対応は全く手探りの状態である (徳野 2010)。

近年、高齢者と子との同居率が低下し、世帯規模が縮小していくことから、親族による支援メカニズムの維持が困難な状況にある (白波瀬 2005; 山口ら 2011 など) ことを指摘している文献は数多い。しかしながら、実際にはその問題に関する抜本的な対応策が検討されるには至っていない。本稿の研究対象地である旧産炭地は、日本社会の中でもとりわけ人口減少と高齢化が深刻である。そこで、単身高齢者の非親族との関係を含めた社会関係がどのように変化するのか、それを追跡的な視点を持って明らかにしていくことによって、単身高齢社会化するわが国の今後の

課題が導き出されるものと考えられる。

付記

本稿は、日本社会福祉学会第 60 回秋季大会 (関西学院大学) 口頭発表 B 高齢者福祉・マンパワー6 (2012 年 10 月 21 日) および財団法人日本興亜福祉財団平成 22 年度ジェロントロジー研究助成事業による成果の一部をもとにしている。

注

(1) これまでの社会関係の研究方法は、調査一時点のサポート授受を明らかにする量的研究が中心であった。社会関係は時代や地域によって変化する (木下 2009: 55) 可変的なものであるため、高齢者の社会関係の選択や変容の過程を把握する研究手法として、2008 年の調査ではライフヒストリー法 (Plummer 1983; 桜井 2002; 谷 2008) を採用した。

(2) 2011 年調査では、「特定の重要な出来事や大事な社会関係に焦点をあてたり、転機を自覚的に語ったりする場合など」を取り上げる際に有効である (Angrosino 1989) とされるライフストーリー法とあわせて分析をおこなった。ライフストーリー (人生の物語) とは、「ライフヒストリー (生活史) の語りの部分」 (田垣 2004) である。人生の中で積み重ねられてきた単なるでき事や生活パターンの変化プロセスだけではなく、本人の人生に対する経験的真実が重視される (Mann 1992)。ストーリーは、「二つ以上のでき事を結びつけて筋立て」 (やまだ 2000)、「本人が自己の現実の人生を想起し述べている」 (中野 1995) が、語り手と聞き手の相互行為によって生み出される (やまだ 2000)。調査者である聞き手と被調査者としての語り手の対話という相互行為によって産出される。

(3) 2011年1月から一年間、X市をフィールドとしたライフストーリー分析による事例研究、共同研究による高齢者生活福祉アンケート対象者の居住地追跡、さらに、自治体関係者からの聞き取り調査をおこない、高齢者の転居要因とその背景を考察したところ、(a) 心身機能の低下に伴う移動、(b) 環境変化に伴う移動、(c) その他の三点が関連していることが明らかにされた(畠山明子(2012)「ライフストーリー分析による高齢転出者の社会関係に関する研究—過疎高齢地域としての旧産炭地域をフィールドとして—」『平成22年度 ジェロントロジー研究報告』10,7-16,公益財団法人日本興亜福祉財団)。

引用文献一覧

- ・ Angoroso, M, V(1989)“Documents of Interaction” Univ. of Florida Press.
- ・ 浅川達人(2008)「第IV章 高齢期の間人関係」古谷野亘・安藤孝敏編著『改訂・新社会老年学』株式会社ワールドプランニング。
- ・ Gray Anne(2008)“The social capital of older people”*Ageing and Society*, 29, 5-31.
- ・ 市原 博(1997)『炭鉱の労働社会史—日本の伝統的労働・社会秩序と管理』多賀出版。
- ・ 岩間伸之(2012)「unit0 『地域福祉援助』とは何か」岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣。
- ・ 石田路子(2000)「単身高齢者の生活支援と親族ネットワーク—漁村における親族ネットワーク機能の変化から」『日本の地域福祉』(14), 58-70, 日本地域福祉学会。
- ・ 木下栄二(2009)「III 親族と地域生活 13 家族と近隣コミュニティ」野々山久也編『論点ハンドブック 家族社会学』世界思想社。
- ・ 小林江里香(2010)「2章4 社会関係 4.2 友人・近隣関係」大内尉義・秋山弘子編者『新老年学 第3版』1684-1696, 東京大学出版会。
- ・ 前田尚子(1988)「老年期の友人関係—別居子関係との比較検討—」『社会老年学』28, 58-70, 東京都老人総合研究所。
- ・ Mann, J. S(1992)“Telling a life story : Issues for research” *Management Education and Development*, 23, 271-280.
- ・ 中尾寛子・平松正臣(2006)「訪問介護サービスを利用している独居高齢者の主観的健康観に影響する社会関係要因とその独居年数による相違」『厚生指標』, 53(13), 20-27, 厚生統計協会。
- ・ 直井道子(2010)「2章4 社会関係 4, 1 家族・親族関係」大内尉義・秋山弘子編者『新老年学 第3版』1675-1683, 東京大学出版会。
- ・ 西村昌記(2004)「一人暮らし高齢者の生活課題—サポート・ネットワークの観点から—」『老年精神医学雑誌』15(2), 184-191, ワールドプランニング。
- ・ 宮内令子・吉田かよ子(2001)「炭鉱町に生きる女性の日米比較口承史—北海道夕張地域と米国モンタナ州レッドロジ地域を対象として—」『札幌国際大学紀要』32, 35-45, 札幌国際大学。
- ・ Plummer, K(1991)『生活記録の社会学：方法としての生活史研究案内』光生館。
- ・ 齋藤雅茂(2008)「高齢者の社会的ネットワークの経年的変化—6年間のパネルデータを用いた潜在成長曲線モデルより—」『老年社会科学』29(4), 516-525, 日本老年社会学会。
- ・ 桜井 厚(2002)『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』せりか書房。
- ・ 笹谷春美・岸玲子・矢口孝行(1992)「高齢者の自立とサポートネットワークに関する

- る研究—過疎地域における高齢者家族の現状と展望」『高齢者問題研究』8, 63-79, 北海道高齢者問題研究協会.
- ・澤岡詩野・古谷野亘・本田亜起子 (2012) 「都市のひとり暮らし後期高齢者における他者との日常的交流」『老年社会科学』34(1), 39-45, 老年社会科学会.
 - ・冷水 豊編著 (2009) 『「地域生活の質」に基づく高齢者ケアの推進』有斐閣.
 - ・白波瀬佐和子 (2005) 「高齢期をひとりで暮らすということ—これからの社会保障制度をさぐる—」『季刊社会保障研究』41(2), 111-121, 国立社会保障・人口問題研究所.
 - ・田垣正晋 (2004) 「中途障害者を理解する方法としてのライフストーリー研究の意義」『ソーシャルワーク研究』30(3), 54-61, 相川書房.
 - ・田中共子・兵藤好美・田中宏二 (2006) 「高齢化社会における共生への示唆(3)日本の高齢者のソーシャル・サポート・ネットワークにおける構造的特性」『文化共生学研究』(4), 89-99,, 岡山大学大学院文化科学研究科.
 - ・谷 富夫編 (2008) 『新版 ライフヒストリーを学ぶひとのために』世界思想社.
 - ・富樫ひとみ (2007) 「高齢者の社会関係に関する文献的考察—社会関係の構造的特質の検討—」『立命館産業社会論集』42(4), 165-183, 立命館大学産業社会学会.
 - ・徳本正彦・依田精一 (1963) 『石炭不況と地域社会の変容』法律文化社.
 - ・徳野貞雄 (2010) 「縮小論的地域社会理論の可能性を求めて—都市他出者と過疎農山村—」『日本都市社会学会年報』28, 27-38, 日本都市社会学会.
 - ・堤 研二 (2011) 『人口減少・高齢化と生活環境 山間地域とソーシャル・キャピタルの事例に学ぶ』九州大学出版会.
 - ・やまだようこ (2000) 「人生を物語ることの意味—なぜライフストーリー研究か?—」『教育心理学年報』39, 146-161, 日本教育心理学会.
 - ・山口麻衣・冷水 豊・斎藤雅茂・ほか (2011) 「大都市独居高齢者の近隣住民・知人による声かけ・安否確認に対する選好」『日本の地域福祉』24, 21-32, 日本地域福祉学会.
 - ・山中美由紀 (1976) 「独居老人と近隣の関係—京都市中京区における調査報告」『家族研究年報』2, 59-71, 家族問題研究学会.
 - ・米増直美・松下光子 (2009) 「過疎地域に居住する高齢者の『通い家族』の現状と支援のあり方」『岐阜県立看護大学紀要』9(2), 53-59, 岐阜県立看護大学.
 - ・Wenger, G Clare (1992) “Help in Old Age-Facing up to Change : Alongitudinal Network Study” Liverpool University Press. in John Mogeey(Ed.) *Aiding and Ageing : the coming crisis in support for the elderly by kin and state*, Westport CT, Greenwood Press.

【論文】

障害者の主張はいかにして合理的に理解されるのか On the Intelligibility of a Claim by Persons with Disabilities

北星学園大学大学院博士後期課程 堀内 浩

要旨：本論では、障害者の主張がいかにして合理的に理解できるようになっているのかについて、エスノメソドロジーの視点から詳細な分析を行い、その論理構造を明示することを目的とする。結論として、障害者の主張をその期待通りに理解することは、その知識の特性から困難であるということが分かった。つまり、障害者の主張への記述は、その情報や知識の非対称性や経験に基づく知識など前提が異なる状況や成員により行われることで、その意味や構造が異なるものとなる。ある主張が社会への告発と記述されるには、障害者の運動史を参照すること、あるいは現在の差別や抑圧、そして無力化されている状況などといった専門的な知識を資源として障害者を記述する必要がある。本論では、障害者の主張はそれが適切な主張であると自然に記述するために、専門的な知識の獲得や健常者が行ないやすい常識的な記述を批判的に検討しなければならないという論理構造を明示した。

Keywords：障害者運動，合理的配慮，社会モデル

I. 理論的前提

本論では、障害者の主張がいかにして合理的に理解できるようになっているのか、について詳細な分析を行い、その論理構造を明示することを目的とする。本論では障害者の主張の例として有名な青い芝の会の行動綱領を取り上げ、その記述のなされ方を例証する。

なお、その分析の際にはエスノメソドロジーのアイデアを使用しながら行っていく（詳細はIII.研究方法に記載）ため、歴史的、社会運動的な記述や客観性、公平性、正義、そして倫理的な記述といったことを重視するのではなく、常識的で自然な記述可能性の1つを例証していく。そのため、本論は障害者があるべき視点から見えていくもの、またはあるべき視点を導出するために行われるものではなく、今ある現状についての常識的な記述を分析していくという視点を取る。したがって、医学モデル、個人モデル的とされるような記述をしばしば行っていくという形式を分析において採っていくことにもなるが、同時に、社会モデルや市民権アプローチなどといったあるべきとされる障害者の権利の姿からでは見えない、社会的不利益の構築性を自己責任、生まれ

持った不幸とされる記述実践を見ていくことが可能となっていると言える。

ところで、本論において記述というのはある行為現象を見て分かること、また、常識（的）というのは、ある行為現象について当該行為が行われた状況の成員らから普通で自然であると記述可能であるということ、とする。さらに、合理的というのは効率性や生産性が良い、高いなどということではなく、ある行為現象において使用されている概念の繋がりが一見して論理的であるため、当該行為の提示する期待（意味）がまさにある行為現象であるということ、といった用語の使用を行っていく。

II. 問題設定

(1) 障害者総合支援法成立とその批判

さて、日本の障害者福祉におけるサービスの根幹を成してきたとされる根拠法である障害者自立支援法（2006年施行）の違憲性が2009年に確定したことは記憶に新しい。そして、その後の障害者総合支援法（2013年施行予定）の成立、障害者差別禁止法制定（2013年以降施行予定）といった変化は、日本の障害者福祉のパラダイムの変革を予感させる

ものであったと言える。それは、総合福祉法の審議会の各部会のメンバー、議事録で確認可能な議論や資料に見られる当事者志向の意見、委員会の社会モデルに基づく諸提案（障がい者制度改革推進本部 2012）などを見ることで理解できるだろう。これらの議論を一言で言い表すのであれば、それは日本の慈善的、残余的な障害者福祉サービスに障害学の主理論の1つである社会モデルのアイデアを導入することにより、障害によりもたらされる不幸や不便さ、また無能力さが当該障害者を取り巻く環境によるものとして再特定可能となったことである。つまり、不幸や不便さ、無能力さを不利益や無力化と再記述することによりそれらの原因を（障害者として生を受けたという）個人的不幸から、健常者中心、生産主義的な社会的環境がもたらす社会的差別、または、合理的配慮の欠如として正当化可能な説明を行ったことであると言えるだろう。

結局、蓋を開けてみれば総合支援法は自立支援法から看板を挿げ替えただけの何の新奇性もないものになり、その批判は当事者団体だけではなく研究者からも吹き出すことになる（cf.DPI 日本会議 2012, 全国「精神病」者集団 2012）。こうした時間と労力をかけ練りに練った議論が無視されたという批判もまた、上と同様にやはり当該委員会の資料群を見れば理解できる（障がい者制度改革推進本部 2012）。それでも、この議論自体もまた重要なものであった、という考えも少なからず存在している。つまり、こうした議論が国連の障害者権利条約（2006）を批准するため（日本は 2007 年署名）とはいえ、地方行政の条例レベル²⁾ではなく、日本国内において社会モデルを基礎とした政策立案やその立法過程での議論で現実的に行われたという事実は、障害者の市民権獲得への大きな一歩として重視できる（DPI 日本会議 2012）、ということである^{3) 4)}。

（2）障害者の合理的配慮

この総合支援法および差別禁止法の議論、いわば条約関連の議論においてキーワードとなっているものの1つに合理的配慮がある。この合理的配慮とは、

「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」（条約第二条）と定義されている。ごく簡単に言えば、障害者が健常者と実質的な平等のために、雇用、教育など周囲、環境、システムの適切で可能な変更および調整義務による社会参加の保障であると言える⁵⁾。なお、この合理的配慮は社会保障法学、国際人権法学者で総合支援法や差別禁止法の議論にも関わっている川島（障がい者制度改革推進本部 2012）などを参照すれば、社会モデル的な視点を前提として⁶⁾合理的である/合理的ではないということを区別されていることが理解できる。

ここで、そもそも社会モデルを既存の障害者施策の議論に導入するということがどういうことなのだろうか、という問題がある。説明する必要もないほど繰り返されてきた議論であるが、端的に言えば、それは今までが障害を見る方法が個人モデル的な視点であるため、社会モデルを導入することにより不利益の構築性を特定しやすくするというところに大きな特徴があると言えるだろう。それを社会学的な問題として言いかえるのであれば、障害や障害者に対する常識的記述ではなく、社会的構築性を主とした記述類型を合理的であるとするのである。そして、その合理性から逸脱するようなものには法的なサンクションを与えていくことで対処することが望ましい（差別禁止法）こともまた必然的であると言える⁷⁾。

（3）合理的である/ないという記述

こうした障害者に対する視点や態度の変更が障害当事者らにとって良いか悪いかは言うまでもない。とはいえ、不利益を構築してきた側にとっては、合理的配慮をまさに合理的配慮と記述できない、とする議論があるということは ADA（障害を持つアメリカ人法）、DDA（英国障害者差別禁止法）を主とした障害者の配慮の是非を巡るような諸外国の判例

群を見れば理解できる(杉山 2011)。というのは、読み手に社会モデル的視点を前提とした認識や主張を行うことは、その視点を共有しないものにとっては、何の意味もないどころか非合理的であるとされるからである。何度も言うように、社会モデルから見ればある不利益が社会的構築物であったとしても、個人モデルから見れば障害者の無能力さからもたらされるただの個人に帰属する能力という素朴な話題なのである。

つまり、現状の環境やイデオロギーなどのままでも障害者への不利益を構築しているとは考えていない人間は、合理的配慮などといった優遇策は必要がないとするだろうし、そもそも不利益自体を不利益ではなく障害者個人に帰属している無能力さとして見るだろう。同時に、それは障害者への配慮が合理的ではなく特別扱いしている、特権視しているとして見るということでもある。

したがって、ある合理的配慮がまさに合理的配慮である、また、ある状況においてある配慮を行うことが合理的である、などと記述されるためには、ある一定の明確な前提が必要なのである。それは例えば、政策に明確な定義をして限定された法解釈のもとで適切に運用されなければ意味が無いということでもある。つまり、合理的配慮が合理的であるためには、多くの専門職、特に刑政に関わる専門職の人間には限定された解釈を行う能力を必要とするため、その能力が適切ではない場合には新たな不利益をもたらすことになると言える。例えば、当事者らによる障害者福祉拡充の主張について、「人間の生存のための最低限の行為、人間が尊厳をもってこの社会で生きていくうえで、絶対に必要なことが自力ではなかなか難しい人たちに対して、社会のみんなでお互いに支えあっていきましょうと要望しているだけ」

(DPI 日本会議 2012)と当事者らは記述している。それに対して、社会側が極端ではあるが合理的配慮は障害者利権の更なる強化、完全な平等とは障害者福祉予算の撤廃である、という記述がされた場合には、それは端的に不利益になると言えるだろう。結局、障害者の合理的配慮が合理的であるためには、

社会モデルの厳格な定義に基づかれた理解と浸透、そして、それが破られた場合の法的サンクションや合理的ではなかった事例などの分析からその合理性が蓄積、更新され、差別禁止法に反映されていかなければならないだろう。

(4) 記述の差異

ここで、社会モデル的な視点をあるべき論、医学、個人モデル的視点を今ある現状の肯定として極端に単純化して考えた場合に、それらがどのようにしてそれぞれの論理の合理性を適切であるとしているのか、という議論があまりにも少ないことが分かる。つまり、社会モデルや障害者の主張をあるべき論や人権論などではなく、認知、記述の差異の研究や常識的な記述などと比較したような研究、いわば Garfinkel (=1998) の知覚の衝突として捉えることはほとんど見られないのである。こうした現状からは、障害について歴史、制度、そして権利の問題を主として語るべきものであるとされていることが読み取れるだろう。そのため、本論では歴史、制度、権利などとは別の行き方、つまり、あるべき論と今ある現状の差異として議論を組織化し、あるべき論に向けていまある現状を正確に記述する必要があると考え、以下において考察を行っていく。つまり、本論で行うことは障害のあるべき論と今ある現状の記述類型の差異の導出である。なお、その重要性は以下の 1.5 のような先行している事例を考えていけばより理解できると言える。そのため、それら事例を検討しながら、先行研究の検討やその検討から導出されるべき本論の研究目的の焦点化を行なう。

(5) 先行研究の検討

さて、まず、松井(2011: 4)は一人で職場に出勤可能な人間は実際にはほとんどいない、電車などの交通機関はその運転手は必要である、泳いで海外に行く人もいない、として、一人で何かをできる人が自立している、つまり、一人で何もできない人を自立していない、という区分が厳密ではない、としている。これはつまり、人間は厳密に言えば一人

では何もできない、ということ述べている。そして、誰もが周囲の誰かに端的に依存しながら生活を行っているというのが社会であるということを説明するために、社会モデルの説明が既存の説明より社会を普遍的に捉えているという議論であると言える。

さて、この上の議論は確かに社会を一定程度厳密に捉えており、かつその主張がシンプルであるため単純な反論が困難な議論であると言える。しかし、そのような例は個人モデルからすれば、障害を擁護しようという意図からそれを正当化するために極端な例を挙げているだけのように見えるだろう。つまり、この上のような場面を記述する場合には、そのような厳密な議論は合理的にはなされないと見える。上の例で言うのなら、健常者の電車通勤には厳密には運転手が必要であるということは確実であるといえ、電車で通うことについてその健常者が自立していると見なさないという記述はなされない。それに対して、一人で職場に行けないように見える人間が自立していないとされることは、ごく自然で当たり前であるだろう。

そのため、松井において想定されているような厳密に考察した場合においては上の主張は少なくとも妥当性があると言えるが、一般的には上のような主張が適切であるとされる場面は数少ないだろう。それは現在、職場に普通であるとされる手段によって出勤している人間にとって、おおむね一般的な手段を使用していればそれは一人で自立して出勤していると見なす/見なされるからである。

次に、横塚（2007）は重度障害者が尻を拭いてもらうために腰を上げる行為について、本人にとってはこうした行為は重労働であるということ述べている。つまり、身体に麻痺がある障害者や筋力が通常とされるレベルより少ないような障害者らは、一般的な基準として想定される健常者とは比較にならないほど腰を上げるという動作に困難を伴うだろう、ということである。そういったことは、栄養学、生理学などの科学的知見（筋肉の緊張とその姿勢の持続などといった身体活動レベルでの代謝エネル

ギー量）や脳性麻痺の身体動作における障害特性を参照すること、あるいは、困難な姿勢を持続しているという当該障害者の姿勢や外観によって、一定程度妥当性があると記述されると言える。しかし、そのような大変な苦労があったとしても、常識的にそのようなことは労働ではないと見なされるだろう。それだけではなく、障害者は他者に排泄介助をさせているという事実を捉え、重労働をしているのは介助をしている他者の方であって腰を上げている当該行為者ではない、ということから、生産性や能力について言及する資源ともなり得る。結局、何か労働であるというためには、一般的には立岩（1997）で語られたように、ある財を身体や知的能力を主とした私的な能力を使用して所有しなければならないとされているからである。つまり、ある行為が労働であるには他者にも分かるような形である常識的な様式に則り行われなければならないのである。その点で障害者は端から労働へのアクセスから疎外されているとも言える。だからといって、その疎外は当該障害者を記述するための資源としては利用されず、おおむね生産性が無いという記述がもっともありそのような記述とされるだろう⁸。

ところで、ホワイトハンズの事例（坂爪 2012）は、記述の差異が際だっており直観的に理解できるため本論の議論に役立つものである。さて、ホワイトハンズは重度身体障害者の性についての権利を保障するための介助サービス⁹のため NPO の認可を取得したい、として役所に申請を行ったという。それは「全ての人が、生涯にわたって、自己の性に関する尊厳と自立を守ることのできる社会を実現する」という理念（一般社団法人ホワイトハンズ 2012）から自己の活動を記述しているからである。それに対して、役所などの第三者は性風俗や性の快楽、娯楽のための NPO は公共性がないために認可できない、などという記述を行っている。つまり、この事例からは当該組織における障害者の性の介助は障害当事者の視点に立つ運動的、あるいは市民権を遵守していくような立場からの記述と、それ以外からの記述の差異が以下のように明確なのである。

それは、他者の手を借りる射精をイコール性風俗や個人的快樂のためであると記述するのか、というものと、身体障害者ができない行為についての行為介助という記述をするのか、という2つの記述の差異である。ここでは、性的な介助を行うセックスヘルパーの射精介助は個人的なもの、私的なものであると記述されていることから、性的行為を行う方も行われる方も個人的な資質や動機などから行われるべきものとされている。そのために、障害者の性サービスもまた公共性がないものであると記述が可能となっているのである。したがって、ここでは、1.4で述べたようにホワイトハンズと役所は上のような行為現象に対して、全く別の記述を行っており、一方では障害者に学術的、客観的、専門的などと、他方では限定的、伝統的、常識的などと言えるような記述を行っているのである。

なお、こうした記述の差異（知覚の衝突）は日常的にいつでもどこでも起きているため、障害者のそれだけを特別に抽出し議論として取り上げることは無意味であるとも言える。しかし、障害者への記述については、その衝突により不利益や無力化を産出する要素の1つであるため議論に値するものであるということはすでに見て来た通りである¹⁰⁾。

（6）本論の焦点

このように、障害者の主張や権利を遵守するために最も必要なものの1つである社会モデルは、再び繰り返すことになるが、障害を社会的構築物であるという前提を持っていない人間や、それを相互行為時において参照していないような場合には、おおむね意味をなし得ない。一方で、その意味のなし得なさにも適切で合理的な論理があることは、障害の個人モデルという視点や障害者への典型的な記述が過去から今現在においても支配的であり、障害当事者を抑圧し続けているという史的な事実を見れば理解できる。そのため、本論では当該行為現象の分析は事後的な記述の分析ではなく、行われている場面や状況においてどのように適切であるとして行われているのか、という記述可能性を分析することが必要

となるだろう。

III. 研究方法

本論では、上のような問題設定からエスノメソドロジーを用いて青い芝の会の行動網領をデータとして分析¹¹⁾することにより、その記述可能性やその類型を明示する。そして、その記述類型について、本論では説明や理解を容易にするために、常識的な記述と障害者の行う記述との差異を個人モデルと社会モデルの差異として導出する。簡単に言えば、障害者の社会はこうあるべきという主張を今ある現状と比較分析していく質的なテキスト分析であると言える。つまり、本論ではテキストは著者1人のみの期待を提示するワーク、といった実践を意味してはいない。そうではなく、読み手を含めた多くの第三者は、ローカルな場面において状況的に適切な妥当性のある（relevance）読みをテキストに行うという前提を行なう。つまり、解釈は人それぞれという弱い相対主義、または認知主義的立場を採らずに、テキストの読解実践は日常的な生きられた実践である（Watson2009：chap.1）という態度を採る。それは、ディスアビリティの記述的特定はその基準点の社会的構築性から流動的である（星加 2007：119）ため、こうした方法論でなければ、既存の研究のように権力や差別といった便利な説明概念を使用して現実を単純化、矮小化していく行き方を避けることができないと言える。

ところで、こうした研究目的から理解できるように、特にデータの代表性担保は必要が無い。それでもこの行動網領は、引用頻度や研究対象として取り上げられる度合いから見ると、その重要性は、現実的な影響力は過去より弱まっている（小林 2011）とはいえ少なくとも障害者の歴史を語るにおいて最も高いものの1つであると言えるため、研究対象としては一定程度の代表的な妥当性や適切性があると言えるだろう。また、障害者運動の理念と社会モデル、あるいは障害の文化モデル、当事者主権の理念、障害者福祉論、障害者権利条約、英米障害学は全て同一のものではないためその端緒は類似していても

詳細は異なると言えるし、それぞれがそれぞれに批判や意見もあるだろうとも考えられる。そのため、本論は青い芝の網領や社会モデル的視点を即座にイコール障害者の主張としている点、あるいは、網領イコール主張などとしている点に違和感があるのではないかと考えられる。しかし、本論は網領イコール障害者全ての考えとしているのではなく、網領の記述可能性を例証することで障害者への記述の類型を明示するという目的である、ということを繰り返し述べておく。つまり、網領が主張であると記述されることもまた記述可能性の1つである。

IV. 研究結果

(1) 分析データとその補足

さて、青い芝の会2代全国総連合会会長である横田弘が提起したとされる青い芝の会の行動綱領(以下綱領とする)は以下の5つである(日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会 2010)。なお、最後から1つ前(4番目)は後から付け足されたものであるという(小林 2011)が、現在はこの5つがまとめて書かれ提示されている。また、この綱領は研究論文にこのまま全文引用されるなどされて、会の方針や障害者運動の立場をシンプルに示すものとして提示されることが多い。ところで、紙幅の都合上、常識的な記述の詳細な分析が本論の目的であるためそれらについてのみ重点的に書いてあることを述べておく。それでも、障害者側にとって公平で、妥当性があるとされている視点からの記述も一定程度ではあるが理解しながら書かれていることを補足しておく(なお、/は改行省略、また、綱領の全ての文章の始めにある「一」はアラビア数字にそれぞれ置き換えて記載している)。

1, われわれは、自らが脳性マヒ者であることを自覚する。/われらは、現代社会にあって「本来、あってはならない存在」とされつつある位置を認識し、そこに一切の運動の原点をおかなければならないと信じ、且つ行動する。

2, われらは強烈な自己主張を行う。/われらが脳性

マヒ者であることを自覚した時、そこに起こるのは自らを守ろうとする意志である。われらは強烈な自己主張こそ、それを成し得る唯一の路であると信じ、且つ行動する。

3, われらは愛と正義を否定する。/われらは愛と正義の持つエゴイズムを鋭く告発し、それを否定することによって生じる人間凝視に伴う相互理解こそ真の共生であると信じ、且つ行動する。

4, われらは健全者文明を否定する。/われらは健全者の作り出してきた現代文明が、われら脳性マヒ者を弾き出すことによってのみ成り立ってきたことを認識し、運動及び日常生活の中からわれら独自の文化を創り出すことが現代文明への告発に通じることを信じ、且つ行動する。

5, われらは問題解決の路を選ばない。/われらは安易に問題解決を図ろうとすることがいかに危険な妥協への出発であるか身をもって知ってきた。われらは次々と問題提起を行うことのみが、われらの行い得る運動であると信じ、且つ行動する。

(2) 綱領の記述 1

さて、日本語のネイティブであつたり健常者であることに反省的ではないような立場であれば、こうした「行動綱領」は一見(一読)して仰々しくとても大げさな態度であるというように読めるだろう。または、障害者運動が一定の社会運動として数多くの活動を行いながら、健全者の論理を批判してきたようなことに関心がない場合には、なぜ障害者がこれほど怒っているような態度を取っているのかいさかかわけが分からないとするとと言える。結局、障害者問題や障害についてあまり知らないような人間がこの綱領を読むと、例えば、「現代文明」(綱領4)といった言葉などを資源として、その綱領の意図が分からないとされたり、大げさで被害者的な態度であると見ることが出来る。あるいは、実際の意味で時代がかつていることから、的外れに昔の障害者はこのような差別をされて苦勞をしていたのか、なども見ることが可能である。もしくは、障害者福祉があるのだから「本来、あってはならない存在」(網

領1) などとはされてはいないだろう、として脳性マヒ者という自覚(網領1)とともに深刻に考えすぎであるとするとも言える。

その他、網領の記述の類型としては以下のようなものを出すことができる。例えば、脳性麻痺だからといって健常者に対してこれほど怒らなくても良いだろうとすることもでき、また、障害者側が意図的に批判の効果を上げるために過剰なまでに大袈裟に主張を行っているとも記述できる。さらに、障害者が自分の責任である生産性や無能力といった問題を解決をせずに問題の提起のみを行おうとしていることから、それを見る側には障害者を身勝手であるという記述もできるだろう。あるいは、障害者側に一方的に自己主張されてもその文脈が良く分からないため、その理解も出来ないということもできる。

簡単にまとめるのであれば、こうした記述に共通することは、一方的に見える主張や公平ではないように見える議論は拒絶や否定を伴うというものである。より具体的に言えば、障害者の当該行為に提示されている期待が分からないため、何が起きているのか分からない、何で怒っているのか分からない、といったものであると言える。

(3) 網領の記述2

ところで、脳性麻痺者の自己主張として網領を見る場合に、強烈な自己主張がなぜ自身らを守ることになるのか、そして、それがなぜ唯一の成功する行き方であるのか(網領2)、ということはどうやって常識的に理解できるようになっているのだろうか。また、それは愛と正義を否定する態度(網領3)においても同様の記述が行われていると言える。つまり、善意や他者への愛、そして、社会において正義(という価値は良い、不正義は悪い)という価値観があるために脳性麻痺のような不幸な存在が生存できる進歩的な社会であるのにも関わらず、それを否定することは飼い主の手を噛むような不義理で、まさに不正義な態度であると見なすことが可能である。それは、実際には脳性麻痺者はそのような行き方を取らなければ、あつてはならない存在とされ生命す

ら脅かされる立場として追いやられた状況においての行為であったとしても、このようなことは記述の資源としては利用され得ない。

健常者が障害者に対して批判する説明のための重要な要素の1つである、(差別が嫌なら特別扱いもしないという)ダブルスタンダードはこのように成立している。より詳細に言えば、障害者であると差別されたくないのであれば障害者福祉なしに独力で障害を克服し健常者と競い、健常者に分かるような形で勝利やそれに至るまでの努力を提示しなければならない、といった平等観である。それはまさに障害を個人の資質に帰属している点で、常識的には最も公平性のある平等な視点なのだとされている。

社会福祉サービスを受けることや障害に基づく合理的配慮などについて、それを特別扱い、特権的であると記述をするということは、まさに権利ベースではなく残余的な福祉観の知識を前提としている。したがって、そうした記述については、全く前近代的で時代遅れである(いわばアカデミックな視点から言えば誤解である)と一蹴することは可能ではある。それでも、議論の前提が異なる、また、記述のために参照している知識が全く異なるため、互いに互いの記述の期待について理解されることが困難であると言える。

それは例えば、健全者文明を否定する(網領4)という一方で、問題解決を行わない(網領5)という態度について、運動の目的の意味が不明瞭で何のために行っているのかどのように理解して良いのかが分からないとされることでも分かる。社会運動はある価値の提示とそれに付随する問題の社会的浸透と解決を主として目的が設定される。その一方で、脳性麻痺者は運動自体がすでに目的であるという、網領の主張を見た場合には、やはり目的と手段が逆になっている、障害者特権を保持しながら差別を止めろといったダブルスタンダードなどと記述される。それによって、網領の主張もまた意味が明確ではないダブルスタンダードな論理であると見なされることから、網領の書き手もまた社会的な能力を疑われることにもなり得ると言える。それと同時に、網領

を読んで適切に理解できるという期待を提示している人の社会的能力もまた疑われてしまうのである。

つまり、障害者側の保護と平等の同時的主張は、障害者は健常者とは違う、かつ、同じということの同時的主張でもある（杉野 2007：222）ため、健常者から矛盾していると記述されることになるのである。それでも、こうした議論について立岩（1997：335）は、障害者の価値を主張するために生産性などの能力カテゴリーにおけるような他の能力を主張し、それを評価される必要はないとしている。それでも、人を評価するという文脈において常識的に考えた場合には、何か役に立つ能力が無いよりもある方がその障害者は、それ以外の障害者だけではなく人間よりも役に立つ、価値があると見なされるに違いないだろう。したがって、健常者の分かるような形で主張を行っていない網領は、それ自体で障害者の社会的能力を再度疑い、その価値を強力に低下させることについて適切に根拠付けるための資源ともなり得るのである。

（４）網領の記述の定式化

こうした記述の差異は参照する情報や知識の前提が異なるため行われ、それは記述の差異の類型として実践されることになる。本論では極端に類型化して説明を行なっていくが、これらの記述は決して個人/社会モデルといったような（1や2において仮定したような）厳格な2区分のみではなく、数多くの記述可能性から状況的に自然で最もありそうなものが健常者の典型的な障害者を見る期待の類型から行われる。

ある角度から見た場合には合理的であることが異なる角度から見た場合には合理的ではない、また、ある主張が論理的で正当性のある告発とも言えるし、既得権益を守るため自己の立場の正当化に終始しているだけの卑怯で非現実的な戯れ言とも言える、といった差異は、常識的な記述を前提として研究者など、学問的な知識の専門家と素人の非対称的關係から行われているとも言えるのである。単純に言えば、障害者運動や行動網領、あるいは社会モデルが社会

への批判、告発などと記述されるためには、専門的な知識を必要とする記述であると言える。つまり、障害者運動史を参照すること、あるいは現在の差別や抑圧、無力化されている状況の知識を資源として障害者を記述する必要があるといった、言うなれば専門的な実践なのである。

まとめていく。障害をどのように見ることが政治的、社会的、倫理的に正しいのかということ、つまり、どう見るべきなのか、どう見れば不利益や無力化が無くなるのか、どう見れば市民権を遵守していると言えるのか、などといった視点は専門的には明確に存在して主張されている。とはいえ、障害がどう見えるのか、どう見たいのか、どう見ることが社会において普通で自然であるのか（規範的に他者から文句を言われたり批判されなさそう、馬鹿だと言われなさそうなのか、など）、今まではどう見ていたのか、などといった視点が、現実的な制約の中において自然で普通である、合理的であるとされるためにそのようになされるのだと言える。したがって、障害概念の上のような矛盾を資源としない限り、合理的配慮や障害者運動理念などは、個性やら人権やら慈善やら共生社会などといった説明概念をいかに駆使しようが、特権性の主張や逆差別などと記述されるためには、十分な資源として利用され続けるとも言えるだろう。この意味で、障害はないにこしたことはないとは言いきれない（立岩 2002）という考えもまた相対主義的であり、かつ専門的な記述タイプの1つであると言える。

結局、こうした研究結果からは個人的経験は個人一人ひとりそれぞれ独自の経験であるとはいえ、それが提示された行為の期待については既存概念の記述類型としてしか我々は理解を行うことができないということが経験的に理解できる。つまり、障害者のある行為現象について当事者、専門家、そして素人がそれぞれの経験と知識に基づいて、その状況に適切で可能な記述を（本論において見てきたように）行うということは、そのいずれかの記述や当該メンバーが良い悪いという単純な問題ではないのである（たとえ、その記述が障害者にとって良い悪い結

果をもたらすとはいえず、である)。そして、本論のようにそういった記述を再特定した場合には、専門家や当事者らは障害学、当事者研究、障害者運動など社会モデル的であると再記述されるような記述を、また、素人が行った場合には特権的、優遇策、逆差別的など個人モデル的であると再記述されるような記述を行うことがそれぞれ可能な記述となっているのである。こうしたことから、上記した記述の差異が人それぞれであるとしか記述され得ないのであれば、障害者への専門的、科学的知識や概念は一般の常識的な知識や概念として、例えば医学や心理学などのジャーゴンのように日常的に使用され権威を持つどころかほとんど浸透していない、あるいは無視しても良い、知る必要性がない、とされているということもまた理解できるだろう¹²⁾。それでも、「個々の主体が経験している否定的な現実を記述・分析することからしかディスアビリティ理論は出発し得ない」(星加 2007 : 120) 以上、こうした記述の差異から障害や障害者のリアリティを見ていくことでしか日常的な障害の概念分析は成立しないのである。

V. 結論と考察

本論では、日本の障害者運動において数多くの問題提起を行ってきた青い芝の会の行動綱領への記述を主としながら、障害者の主張がいかに合理性に理解されるのか、について分析を行ってきた。この綱領の記述から、障害者運動における立場と健常者の立場それぞれの差異がどのような論理から組織化され合理的になっているのかを詳細に明示した。

こうした障害者の典型的な記述を避けるための方策として、障害者/健常者区分やカテゴリー化を曖昧にする、解体して無意味化する、あるいは障害を(障害の)文化モデルとして重視し社会に提示していく、などといった手法が結論としてしばしば言われることになる(cf.後藤 2007)。それでも、現実的にはそうした方策は差別偏見への批判と同様に、おおむね資源として利用されることがなくいつも通りに健常者の期待から可能な障害の記述が継続して行われていくことになると言える。本論で見て来たよ

うに、フェミニズムに代表されるように個人的なことは政治的であると専門家は考え主張している一方で、個人的なことは個人的なことであると考え人間がいることは、そのどちらかのみを考える人間しかないよりは社会の有り様として全く自然であると言えるからである。

こうしたことは、障害について善悪、趣味、個人的性格、社会的構築物、差別、偏見、などから説明する行き方よりは、いかにして障害がまさに合理的に障害であると扱われることが正当化可能であるのか、という行き方の探求を示唆するものであると言える。つまり、本論のようにある環境や現状を個人モデル/社会モデルとして定式化せずに、行われている記述の詳細を見ていくことにより、その不利益の構築性を提示しつつ、無力化させられる状況を説明することが一定程度可能であると言える。そして、ある実践毎における状況的な記述を見ていくことにより、時間や金銭的成本などといった現実的制約を適切に踏まえることが可能な、本当の意味で実践可能なソーシャルワーク実践や、市民権の遵守を目的とする援助といったサービス提供を考えていく方法論を提示できるのではないかと考えられる。それは、本論のような個人的な意識や価値、そして相対主義に拠らない、あるいは、社会的構築性のみを語るだけではなく不利益の再特定の具体的分析の重要視する行き方である。それはまた、障害当事者にとって良いとされるものは良いという障害や障害者を無批判的に特権視する無邪気で非現実的な言説に拠らない行き方の探求でもある¹³⁾。

というのは、結局、個人的なことは政治的でもあり、かつ、個人的なことでもあり、その両方以外のことであるとも記述されうる、という日常的な視点から以外には、障害者についての詳細な分析、あるいは、ディスアビリティ理論の規範的前提の準拠点としての妥当性(星加 2007 : 327)は達成され得ないと言えるからである。本論では、障害者の主張行為はいかにして合理的であるとされるのかについて、青い芝の会の行動綱領の分析から例証してきた。

注

- 1) それでも、本論は障害者の主張が無意味で当事者運動が形骸化している、ということ述べたいのではない。
- 2) 北海道，岩手県，さいたま市，そして，千葉県で見られるようなものである。
- 3) 条約についての議論は長瀬・東・川島編（2012）で行われているためここでは省略する。
- 4) もちろん，他の批准済みである先進国から見れば全く前進してはならず後退や現状維持であるという記述も可能であるだろう。
- 5) 当然のことであるが，実際にはその解釈や制度運営は国や裁判官により大きく異なる。
- 6) より詳細に言えば，ADA，DDAなどの判例において社会モデルが反映されていない事例などから，その合理的配慮や社会モデルの法的な定義の重要性を問題視している。
- 7) こうしたことは，諸外国を見れば権利条約を批准する準備として当然だとも言える。
- 8) また横塚はトイレ介助（ウンコをとって貰うこと）も社会参加の1つであるとも述べる。
- 9) 射精介助は18歳以上の脳性まひ・神経難病の重度身体障害者の方を対象にしたケアサービスであるという。なお，現在ホワイトハンズは一般社団法人として活動している。
- 10) ところで，こうした記述の差異は差別，偏見，あるいは人権侵害などと記述されるようなものではない。しかし，そのような説明概念によっては不利益や無力化の詳細な記述実践の説明を行うことはできない。
- 11) 本論は日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守しながら行われている。
- 12) この意味でディスアビリティ理論の先鋭化と社会モデルの浸透は相補的關係である。
- 13) これは当事者のニーズ提示や主張が無意味である，あるいは向谷地の言うような浦河べてるの家に代表される当事者研究の意義はないということではなく，障害当事者というカテゴリーが適用される際の実践をもっと詳細に分析すべきである，ということ

ことである。

引用・参考文献一覧

- ・Garfinkel, H. (1940) *Color Trouble, Opportunity*, 18 (=1998, 秋吉美都訳「カラートラブル」山田富秋・好井裕明編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房, 10-29).
 - ・後藤吉彦 (2007) 『身体社会学のブレークスルー—差異の政治から普遍性の政治へ』生活書院。
 - ・星加良司 (2007) 『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院。
 - ・松井彰彦 (2011) 「第5章 「ふつう」の人の国の障害者就労」松井彰彦，川島聡，長瀬修編『障害を問い直す』東洋経済新報社，165-94。
 - ・長瀬 修・東 俊裕・川島聡編著 (2012) 『増補改訂 障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院。
 - ・坂爪真吾 (2012) 『セックス・ヘルパーの尋常ならざる情熱』小学館 101 新書。
 - ・杉野昭博 (2007) 『障害学—理論形成と射程』東京大学出版会。
 - ・杉山有沙 (2011) 「障害者差別禁止法理における「障害」と「障害者」の意味—イギリス障害者差別禁止法(DDA)の判例研究を素材として」『社会学研究』(17), 145-60。
 - ・立岩真也 (1997) 『私的所有論』勁草書房。
 - ・立岩真也 (2002) 「ないにこしたことはない，か」石川准・倉本智明編『障害学の主張』明石書店，47-87。
 - ・Watson, R. (2009) *Analysing practical and professional texts: a naturalistic approach*, Farnham: Ashgate.
 - ・横塚晃一 (2007) 『母よ! 殺すな』生活書院。
- ## ウェブページ
- ・DPI 日本会議 (2012) 「厚生労働省案の提示」 「そして障害者政策委員会へ」 「福島智氏の総合福祉部会での発言メモ」 (<http://www.dpi-japan.org/problem/kaikaku-ab>)

out.html, 2012.11.25).

- ・一般社団法人ホワイトハンズ (2012) 「ホワイトハンズに関する, よくある質問と回答 (FAQ)」
(<http://www.whitehands.jp/faq3.html> , 2012.11.25).
- ・小林敏昭 (2011) 「可能性としての青い芝運動—「青い芝=健全者手足論」批判をてがかりに」『人権教育研究』 19
(<http://www.arsvi.com/2010/1103kt.htm> , 2012.11.25).
- ・日本脳性マヒ者協会全国青い芝の会 (2010) 「行動綱領とその解説」
(<http://w01.tp1.jp/~a151770011/setumei.html>, 2012.11.25).
- ・障がい者制度改革推進本部 (2012) 「第 35 回障がい者制度改革推進会議議事次第」「差別禁止部会」
(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_35/index.html, 2012.11.25).
- ・全国「精神病」者集団 (2012) 「障害者自立支援法の廃止と障害者総合支援法の撤回を求める声明」
(<http://www.jngmdp.org/announcement/1477> , 2012.11.25).

【論文】

発達障害児をもつ父親の仕事と家庭におけるゆらぎの検討 —障害を理解した時期の違う二人の父親—

Study of fluctuation of the mind of the father's work and family that arise from having a child with developmental disorder

—Two fathers understood the disorder at different time—

札幌市児童福祉総合センター 今 西 良 輔

要旨：発達障害児をもつ父親の仕事や家庭において、障害発見の時期が異なる場合でも共通した変化を明らかにすることを目的とする。仕事人では『仕事への生きがいと経済的な柱』『障害理解しようとする』『家庭と仕事の葛藤』、家庭人では、『母親任せ』『母親に対する申し訳なさとそのからの協力』『諦めず関わろうとする』『母親の苦勞を知る』『父親の役割を意識する』『子どもの自立』が示された。家庭と仕事の間では、『家庭と仕事の葛藤』の後、『家庭と仕事との安定』へ向かっていた。『父親なりの模索』を通して、仕事だけでなく、家庭に目を向けてバランスを図ろうとしていた。子どもが成人するまで障害を知らなかった父親は『性差による役割意識』という想いが強く、早期から障害に関わってきた父親は『社会に対する不全感』という経験していた。しかし、父親は、子どもに障害があってもやはり社会で一人前に自立してもらいたいという想いを抱く姿があった。

Keyword：発達障害児，父親，ゆらぎ，葛藤，自立

I. はじめに

現状では、育児に関しては主に母親が中心となっている傾向が個人的にも家族的にも、社会的にも見られている。そのような中で母親は、父親に対して育児への協力と精神的な支えを求めている（小島 2007；原井川 2008）と言われているが、実際に求められていることは個々様々であろう。父親は母親を中心とした育児の中で、補完的な役割と直接的な役割を行き来しているのではないだろうか。

筆者は、障害児を養育する家庭支援において、親の精神・心理的安定を図ることは必要不可欠であると考え。従来、母親の変化に焦点を当てた研究は沢山行われている（牛尾 1998；奇 1999）。一方で、父親の役割についての研究は散見するが、子育てを通しての父親の内・外的変化についての研究は、蒐集した中では見つけることが出来なかった。

父親が、子育てに参加する大切さが指摘され（前田 2004；菊地ら 2007）、障害児を育てていく中で父親として発達しているとも言われている。実際に父親は仕事と家庭の balan

スを取ることはできるのだろうか。もしかするとどちらかに偏ったり、諦めてしまう気持ちが生きているのではないだろうかと考える。障害を早期に発見し早期療育に繋げることの大切さは指摘されている（杉山 2000；宮田 2001）が、父親自身にとって仕事も重要であり、大切なものと思われる。障害のある子どもの父親として成長すること（目良 1998）、共に生きていくことは簡単なことではない。働く父親が発達障害のある子どもと生活し、どのように家庭と仕事の双方と向き合っているのかを検討することは、これからの障害児を抱える父親の支援をする上で必要不可欠であると考えている。

本研究では、父親から見た発達障害のある子どもとの生活の語りを通して、どのように家庭と仕事のバランスを図っていったのかに注目して検討したい。

II. 問題の視点と目的

1. 問題の視点

男女共同参画社会の実現という歴代政府の

取り組みが、未だに遅々として進まない背景に、これまでの性別役割分業による影響とわれわれの意識の根強さがある。その最たるものが、子育てにおける母親への負担であろう。父親は、従来から家計の支え手として期待されており、いわゆる経済的支柱が父親の役割とされてきた。理念では、子育てに参加することも父親へ求められるようになってきている（国民生活白書 2007）が、どうしても、家事・育児分担から父親は免除される暗黙の合意が形成されているように思われる。

それは、子育てあるいは養育に関する研究において父親が取り上げられることが少ないという実情からも窺える。柏木（1993）も子どもの発達に影響するのは母親で、父親はそれほど重要でなかったと述べている。実際、養育に関して、父親を対象とした研究が母親に比べてそれほど多く取り上げられてこなかった背景には、子どもに向き合うことにおいて母親が早く、父親がその後という関係性があることは否めない。父親の役割はというと、子どもを外の世界へ導き、子どもを後方支援する、という社会化への手助けを中心におく議論が少なくない（正高 2002）。しかし、その一方で育児に関する母親の過度のストレスや精神的危機についての議論は多い。

父親は、子どもの育児に関わることで変化し、影響を受けていると指摘されている（牧野・中原 1990；牧野ら 1996）。筆者は、母親のよりよい子育てには、父親の確かな家庭参加（育児だけでなく母親支援も含む）が必要であると想定している。家庭での父親の役割に着目した研究（土屋 2003；田中 2006）は少しずつ見られるようになったが、課題は、どのように父親が家庭に参加していくかであろう。筆者は、母親の育児の負担が大きいと言われている発達障害のある子どもを持つ家庭において、父親はどのような役割を果たすべきなのか、あるいは果たしているのか、さらに今後そうした父親に対する支援をどのよ

うに考えていくべきかを検討するためには、父親自身がどのように生活を営んでいるのかを聞く必要がある。そこでまず父親自身が家庭と仕事において変化しているのかどうかを明らかにしてみたいと考えている。

2. 研究目的

家庭生活の中で父親は、仕事と家庭を通しての変化があると思われる。その中で発達障害を抱えた家族と共に生きている父親は、その家庭の大変さを経験すること、知ること、見ることによって、父親自身の生活や仕事に何らかの影響を受けているはずである。

今もなお、家庭や障害児と共に生活している父親には様々な変遷があると思われる。そのような父親の視点に着目し、仕事および家庭における父親にどのような変化があるのかを考察する。さらに、乳幼児期に子どもに障害があると早期発見された父親と、思春期に障害が発見された父親の語りを通して、障害という部分に着目して検討を行っていきたい。今回は、障害の発見時期は異なる父親同士であっても、共通して変化している部分の生成を目的としている。

Ⅲ. 研究方法

1. 調査方法

調査は、発達障害の親の会に所属している父親を対象とし、青年期を迎えた 18 歳と 25 歳の子どもを抱える父親 2 名から調査協力を得て行われた。調査方法は、半構造化面接によるインタビュー調査が用いられた。調査期間は、数回の面接に分けて 2010 年 8 月から 9 月に行っている。面接は、1 人 3 時間程度で終了した。全員の承諾を得て、IC レコーダーに録音し逐語録を作成した。インタビュー内容は、子どもが生まれてから障害がわかり、それからの子どもとの生活というように時系列に沿って父親に自由に語ってもらった。

2. 分析方法

分析方法は、定性的（質的）コーディングを用いている（佐藤 2008）。父親が子どもとの生活を通して家庭と仕事について語られた内容を研究目的に照らし合わせながら質的に分析を行った。インタビューにより語られたデータに沿って、意味内容ごとにコード化を行う。さらにコードからカテゴリへと一般化を行った。そして、各カテゴリを照らし合わせながら、コアカテゴリへと抽象度を上げていく作業を実施した。

3. 倫理的配慮

研究対象者となる父親に対して研究の趣旨を書面と口頭にて説明を実施し、データは目的以外に使用しないこと匿名と守秘の保障、参加を途中で拒否する権利の保障、研究参加を断った場合に個人に不利益が生じないことについて同意を得ている。本研究は、北海道大学倫理委員会の承認を得て実施した。

IV. 研究結果

調査協力者は、40代1名、50代1名の父親で、子どもは青年期に達している18歳と23歳の男性2名である。調査協力者の父親たちの語りを「」で引用、コードを【】、カテゴリを<>、コアカテゴリを『』と示している。発達障害児をもつ父親のゆらぎをカテゴリの流れで示している（図1）。

・A氏：aさん（長男、26歳）母親、長女、次男の5人世帯である。aさんが20歳～21歳位と成人した後に発達障害がわかり、母親より障害があることを聞いている。a君は、通常の小、中、高校卒業後、農業を行った後、現在就労支援施設を活用中。

・B氏：bさん（長男、18歳）、母親、長女、次男の5人世帯である。bさんのため転勤を希望しないことを職場に伝えて理解してもらい、現在に至っている。bさんが2歳の頃、母親と共に医療機関の医者より発達障害の告

知を受けている。小学校の途中から養護学校へ移り、中、高校共に養護学校に通う。その後、掃除や軽作業の就労をしている。

『仕事への生きがいと経済的な柱』

A：<仕事で得る充実感>

【仕事盛りの年代】は、「あの一要是ちょうど、僕がですねー30代から入って行って40代、その時はまだ30代だったのかな。あの一要是仕事盛りっていう歳なんです。あの一会社の中でもある程度責任を持たされて…」と父親が仕事に熱心になっているという気持ちが表されている。【仕事に逃げてリセット】は、「やっぱり仕事やって、仕事にのめり込んでいるとあの一なんだろうな、逆に、傍目から今思うには、仕事に逃げていたっていう風に思います」「仕事に逃げたっていうのはそこから逃げて行くわけですから。仕事に逃げることでリセットになっちゃうんですよ」など家庭で起きていることに関わらず、仕事を理由に逃げており、仕事をすることで気持ちをリセットしていたと振り返っていた。

B：<仕事で父親を振る舞う>

【仕事で家庭を支える】とは、「みんなのために仕事をしなきゃならないってことをずっと先輩にも教えられてきてやってきたんですね。それは、たぶん自分の生活の中で大部分だったんでしょうね。でそれを支えるのがなんか家なり、家庭なりっていう話だったと思うんですけど、家庭に帰って一休みしてまた仕事に出て行って活動してまた、家に戻るっていうそういう考えだった…」と仕事の先輩の教えから正しく仕事をしないとならないという意識が大半を占めていたため、仕事をすることによって家族を支える気持ちになっていた。

『性差による役割意識』

A：<日本の家庭という意識の強さ>

【父親は仕事で母親は家庭】は、「基本的には

さーやっぱりお母さんが家庭ね，子どもを，ね，日本の場合はですよ。日本の場合は一般論としては，そういう形でお父さんは，とにかく食べてくためのお金を入れて行くっていう流れの社会になっているわけですから」というように，日本の父親は仕事でお金を稼ぐことで家庭を支えることが役割と意識し，「家庭は，基本的にお母さんがやるものである」という認識を持っていた。

『母親任せ』

A：＜家庭は母親任せ＞

【協力するが受け身な姿勢】とは，「奥さんが例えばこうやってほしいとかああやってほしいっていう部分には手伝ったり」「行ってって言われたら，行ったりとかー」など母親から何か指示を受けてから動くという関係性であった。【育児については母親任せ】とは，「…高校卒業する位までの間はほとんど，僕記憶ないんですよ。…そういう学校生活の問題だとかどんな行動しているとか，この辺はうちの奥さんが私にはたぶん言っていたんだと思います」というように父親は子どものことを母親から聞くことが多くあったようだが，育児については母親任せであり，子どもに深く関わっていないため覚えていなかった。

B：＜家庭は母親任せ＞

【母親から様子を聞くのみ】とは，「…まあ子どもが寝たからいろんな話しますよね。今日こんなことがあったとか，家の中だけのことじゃなくて，やっぱりその公園に遊びに行った時でも…」「そのころは，子どもへの対応の方法自体がわかっていなかったのだから，たぶんお互いに話をするテーマが共通するテーマがなかったんだと思うんです。で，当時は，結構，私も仕事一忙しい部署に居たので夜中に帰ってきて朝出ていくとかっていう生活を続けていたので，たぶん彼女（妻）にまかせっきりだったと思うんです」と母親から子どものことは聞いていたが，実際に関わること

なく，母親に任せっきりであった。

『障害を理解しようとする』

A：＜障害でも社会に出ている＞

【一般社会に障害の人は沢山いる】は，「（周りの人に対して）変わりましたー。だから，あの一同じような，発達障害を持っている方が，一般社会にいっぱい出ているってこともよくわかりました」と社会で障害を持って生活している人がいることを知ったことで前向きとなり，障害だからとマイナスに考えず，前向きな想いに変わっていた。

B：＜ありのままを受け止める＞

【障害はマイナスでない】とは，「きっとね。障害はマイナスでないっていう風に思ったんだと思います。きっと。スタートラインが定型の人とは違うかもしれないけど，そこからスタートして行けばいんだと思っただけで」と，父親なりに障害はマイナスでなく，その子なりに成長してもらいたいという前向きに考えていた。【障害を否定する気持ちはなかった】とは，「あまりうちの子がなんで障害持って生まれてきた，なんでうちの子が，なんでうちの子がっていうような気持ちはなかったです」という気持ちを示していた。【すべての人に理解してもらえなくてもいい】とは，「その特定の人がこう子どものことを障害の事を理解してくれる人がいれば，息子は致命的なダメージを受けなくても，自分の行ける所は行けるし，困った時に助けてもらえるかなーって思ったんで」という時間の経過と共に周囲の人すべてに理解を求めなくてもいいのだという考えに至っていた。

『母親に対する申し訳なさとそのからの協力』

A：＜父親としての振り返り＞

【何か出来たんじゃないかという後悔】とは，「非常に情けないというか彼に対して，自分ですよ。父親としてこの障害をよく理解し

て対応してあげたらもうちょっと違ったんじゃないかなろうかとすごいあのー…想いがふつふつと湧いてきましてー」と父親としてちゃんとしてあげられなかった想いをもち、「ちゃんとサポートしてくれるお子さんがこういて、うらやましいですよ。うちの息子はそうじゃなかったっていうか、うちがそういう風にしてあげられなかった」とこれまで自ら積極的に子どもへ関わってこなかったことを後悔していた。

A：＜家庭を顧みてこなかった＞

【やってきたことは仕事のみ】とは、「やっぱりあのーこの家庭というものに対して、今まで僕がやってきたことっていうのは、仕事しかやってこなかったなという想いがドンドンドンドン強くなって」と、仕事ばかりしてきてしまったこと後悔をしていた。【母親任せを反省】とは、「…何がメインの理由なのかは僕にはわからないんですが、会社関係もそうなんですけども、うちの家内に相当負担をかけてしまったんじゃないかなろうか」と母親の置かれていた状況を想像し、任せすぎてしまった自分に原因があると反省していた。

B：＜協力してこなかった後悔＞

【母親への申し訳なさ】とは、「飛び出しが結構頻繁に出てきて、その時に、えっと私は、ちょうど仕事が忙しい部署に居たんですね。ほとんど夜中まで毎日残業な所でだからきつと彼女は、日中子どもの対応、帰ってからも大変だったでしょうし、で飛び出して行ったり、で探して見つけて、警察に児相も何回かあるんですよ。…自分も関わりたい、もし関わりたいなって思ったにしろ、そんなに関わる時間的余裕もないし、朝行ったら夜中まで帰ってこないし、となるとやっぱり、一緒に話を聞いてあげたりとか、ほんとにこう土日だけでもね、解放させてあげたいなって思うような時もあったのでね」というように母親の苦勞を知り、母親任せにしていたこと、仕事ばかりしていたことを振り返り、何もして

こなかった後ろめたさを感じていた。【家庭を見つめ直す】とは、「多分、障害がわかってっていうか、障害のなんか入口に差し掛かって、理解の入口に差し掛かった辺りで、でも結局まあ周りからのいろんな視線を感じたりしながらも…仕事に対する意識がやっぱりそれで段々その、仕事が大きな割合、自分の人生の中で大きな割合を占めていたのが、段々その相対的に仕事以外のその家族との余暇っていうか、そういった所が段々大きくなっていて、まあ同じくらいの割合にたぶんなったんでしょうね」と、仕事中心だった父親が家庭のことをより考えるようになっていた。

『諦めず関わろうとする』

A：＜上手く関われない＞

【わかってても直接子どもとの関わり方がわからない】は、「…あとで反省するんですよ。その時は怒りでバーっとなるんですけど、その状況が昔だったらひっぱたいてたっていう状況あるんですけどもーでもーずっとそこは押し殺して、そんなときは、あったまに來ちゃっているんですけどもーもうちょっと時間をおいたら、ああ俺が悪いんだという風に思うことはあります。…感情が入っちゃうとーうまく対応できない」というように父親なりに子ども理解が進み、これまでの過ちにも気づいていた。障害に対する考え方は広がるが、自分の子どもに対してうまく関われず試行錯誤を行っていた。

B：＜父親として子どもに必要なことを模索＞

【父親として関わりたい】とは、「…父親として関わりたいというのがあることはあるんですけど、やはり寝付きが悪かったりする子なので…少し体を使って気持ちよく睡眠に入ってもらいたいなと、でサイクルを作ってその仕事にも集中してほしいなと思ってたんで」と父親なりに意図的に子どもに関わっていた。

【子どもと習慣的関わり】とは、「今でも結構

遊びますよ。今は18歳ですけど、仕事帰ってきて、私も仕事帰って来て夕ご飯食べますよね？ランニングをずっとやっているんですよ」と現在もなお継続的に子どもと関わる習慣を行っている様子が窺えた。

『母親の苦勞を知る』

A：＜母親の代わりをしようとする＞

きっかけは、【母親の病気による家庭不在の不安】が生じたからであった。これは、「実はですねーある程度までは、途中の間まではですねーやはり奥さんの方にまかせっきりでしたねー。ただあの一、えっとーそうやっている時に、うちの家内がうつ病になりました。自分の奥さんがなった方が実はショックは大きかったです」と母親の病気という背景があり、その時に家庭内で一番頼りにしていた存在が不在となることにショックを受けていた。父親には、母親任せであった家庭に関わらざる負えなくなったというきっかけがあった。それから【母親だけに任せてられない】となり「僕が、あまり家庭を顧みないで彼女に全部負担を押し付けていたなと・・・ぼくは何もしなかったからですからね・・・いろんなものが、みんな彼女にそれでも押し掛かって、それは僕にとって非常にこのままではよくないんだろうな…」と感じるように変化したのであった。このようなきっかけを通してこれまで母親に家庭や育児を任せておいたことを後悔し、任せっぱなしにはできないと姿を見せるようになった。

B：＜母親の偉大さを知る＞

【問題行動への対応で悩む】とは、「(母に言われて). そんなに大変だったのかって思っていますね、見てですね。その頃からなんかちょっとこう重大さを感じだしてきたっていうか、なんかやっぱり具体的な手立てをしないとだめなんだなって思いましたんですね」と子どもの問題行動を見て衝撃を受けた父親がいた。しかし、母親が日々のこととして関わってい

る姿を見せられたことで衝撃を受けたようだった。それによって父親は、事の重大さを感じなにかしなければならぬと考えるようになっていった。

B：＜子どもに関わることへの不安と苦勞＞
【子ども対応の難しさと不安】を抱いたのは、「…その空き教室に息子のためのちょっとスペースを借りて、全部の授業参加できなかったら、参加できない分については、個別に息子にあった課題とかをやらせてもらったりする時期もあったんですけど・・・先生ご自身で「やーどうしたらいいですかね」みたいな感じだったんですよ(笑う)。・・・だから先生方も困っているんだなーって」と、専門家である学校の先生とも子どもの指導や対応の大変さを共有していた。

『父親の役割を意識する』

A：＜自分なりの父親になる＞

【父親が居場所を感じる】は、「下手したらねー仕事よりこっちの方が楽しいんだよね」「…僕今やっていることの仕事も、ものすごく充実しているっていう実感があるんですね」というように障害を抱えてる人たちの活動に参加すること、社会へ関わろうとすることが父親としてのやりがいや居場所を意識させていた。

A：＜父親の役割を発見＞

【母親のサポートと理解】とは、「やっぱり家内がそういう部分の精神的な不安、今はもうよくなりましたけど、よくなってますけれども、やっぱりそういう精神不安の部分を見ているので、少し僕がやんなきゃって思っている」と、父親が母親と家庭を支えなければならない気持ちを示しており、「…長年のこの部分っていうのは、一年やそこらで解消されるものじゃないらしいんですわ」というように時間をかけて母親に溜まったものを吸い取ろうという関わり方を見つけていた。母親に対して「感謝もしているし、認めてはいるけれ

ども、口では、なかなかっていうのが…」という想いもあるが、それを口にするには出来ないという父親なりの恥ずかしさも窺えた。

【父親は裏方】とは、「お父さんの役割は、ほんとの裏方でいいと思っています。だから、今あの一息子が、僕たちが、何かそういう会社なりできれば、本人がもしよければ、入ってほしいけれども、そうじゃなきゃそうじゃないで仕方ないと思います。ただ、あくまでも、息子と僕の関係っていうのは、距離があっていいと思っています」とある程度の距離を保ちながら関わり、本人の選ぶことを尊重する気持ちを示し、「近いのは母親でいい」という父親なりの母子関係を考えていた。

B：＜子どもの父親であることを意識する＞

【障害児と健常児の同じ父親】は、「…中学校1年生の子どもといろいろ話している中で、結構対等になんか話ができるんですね。…素の自分に戻れるっていうところもあるし、父親として期待されている、こんなこと望まれているのかなって思って、それに答えようと思ったりとか」というように障害児の父親と健常児の父親という双方を意識することで、父親としてどうあるべきかに気づき、理解出来たと感じていた。

『家庭と仕事の葛藤』

A：＜仕事場が安心だった＞

【仕事は父親の逃げ場】とは、「やっぱりどうなんだろう、楽な方に逃げたんじゃないですか。現実の部分でなくて、仕事自体はきついですけれども、精神的には楽なんでしょうね」と子どもの障害がわかった後、母親の病気によって家庭参加をするまで仕事を理由に家庭に関わっていなかった。

A：＜仕事に未練がある＞

【仕事という役割を捨てる後悔】とは、「もちろん仕事の方が楽しいし、そこの責任者もしていましたしね。あの一そこからちょっと外れて少し力抜いて家に持って帰るっていう時

には、うーん、自分では相当勇気が要りました」と母親の病気のため家庭参加することになった父親だが、自らの責任ややりがい感を抱いた仕事から離れなければならないという気持ちが表れていた。

B：＜仕事と家庭の両方を頑張りたい＞

【仕事への未練】とは、「…話している自分をまたまた見ると、なんかやっぱりそれでいいのかなーって、いいのかなっていうか…そのそれ以降ずっと365日、1年2年3年と長く生活するのは、その現実じゃないですか。だからそれを考えるとやっぱり」と仕事への未練を語った。【仕事よりも子どもを意識】とは、「…仕事としてはチャレンジができるんですけども、そのことで家族へのなんか影響っていうか負担っていうか、どの程度あるのかなーってずっと考えていて、最終的には、自分の子の障害特性から考えても環境の変化が多いとあまり力を発揮できないんじゃないか」「…専門家の方から教えてもらって、自分なりにやってみたら、時間はかかりましたけど、結構できるようになったので…」と、仕事のことや子どものことを考えて行く中で、実際の関わりから変化を感じたことで子どもの環境を優先しようという意識変化を語った。

【可能であれば、両方選びたい】とは、「…仕事と家族との関わりですか、っていうのはどちらとも取りたかったですね。今でもそうですけど、どちらも取りたい。どちらか一つを捨てるってことはしたくなかったですね。だから、そのためには、自宅から通える所って条件にはなりましたけど…」と、家庭と仕事の両方とも妥協せず選びたいという想いを表していた。【父親の代わりはない】とは、「…最終的には、まあ仕事も大事だけど、仕事は最終的には変わりにやる人がいる、いますよね。でも父親の代わりはないので、最後の最後はやっぱり悔いを残したくないなあと思って、どっちをとる（笑う）で、うちをえらんだんです（笑う）」と家庭と仕事で悩んだ結

果、子どもの父親の代わりはいない、後悔をしたくないという想いを抱くようになった。

『家庭と仕事との安定』

A：＜仕事と新たな関係を築く＞

【社会への障害理解を図る】とは、「…（会社や社会に向けて）言っていることは聞いてはくれるんですよ。そんなんだっていいながらも、現実は無理なんだっていうのをよくわかりました」「そういう発達障害なり、障害に対しての関わっていない企業に対して、それをこういう風にやっても、あの一僕一人では無理なんだっていうのはわかりました」と、父親の仕事を通して社会への障害の理解を図ろうとしていた。しかし、周囲の人たちに障害を十分に理解してもらうことが難しいという現実も体験していた。【仕事でない楽しみを見つける】は、「絶対、心残りはあると思います。でも一あのードンドン消えてなくなっていくんですよ…（今は）全く後悔していません。後悔というよりも楽しくてしょうがないので」と、現実社会での障害の扱われ方を体験し、仕事に心残りや後悔というものがあっても、別の目標を掲げるようになっていた。【仕事の父親から家庭的な父親へ】とは、「家庭的じゃない部分に対して自分は何ができていたのかっていう反省をするようになって。そうすると、この仕事ではたぶん今後続けて行くことは、会社に対しても迷惑かかるし、会社もそうするといずれなくなるだろうしっていう想いがまずあったんですね」など、家庭に対する反省から、これまで積み上げてきた仕事がこれからどのようにしてしまうのか不安な気持ちへ移り変わっていた。

B：＜仕事に対する意識変化＞

【仕事と家庭に対して自然体になる】とは、「…自分の意識のバランスを取りたいとか取ろうとかっていう気持ちは強くなく、なんか自然体って言うかですね、だんだんなくなって、周りもなんかそういうようなことがわ

かり出してきて…」と仕事と家庭のバランスを意識してやろうとしたことはなかったと語っている。【バランスを取る大切さ】とは、「…仕事と家庭のバランスみたなのありますよね。あれってほんと大事だなーって」「家に一緒にいれば、すべてうまくいっていかっていうとそうでもないんですけど、そういう安心感があつた方が、仕事に集中できる時期は、集中しようってふうな選択もできるので、そういう過ごし方の方がいいのかなーって」と、家庭を安定させることでしっかり仕事もできるという考えを持つようになっていた。

『父親なりの模索』

A：＜変化する父親像＞

【父親自身の模索】とは、「自分なりの勝手な判断の考え方で対応してますからね。…そういう風に思ってますね、変わっていったのかなーっていう感じがしますね」「いきなりじゃないんですよ。徐々になんです。常に逃げてたって言うかね、仕事にもめり込んでいましたからね。ずっと」など、きっかけを通して徐々に変わる父親を振り返っていた。

【子どもの将来を案じる父親】とは、「…うちの息子のようなタイプの人達があのーそこに就労ができて、ちゃんとできるっていうのが、今現状でもほんと一握りなんです」「うちの息子も…どこの会社でもそこそこにはやってもたぶん、一生勤めるには難しいのかな…」と仕事をしている父親から見て障害を持った子どもの将来を客観的に考えていた。

B：＜障害のある人に貢献したい＞

【知り合いの輪の広がり】とは、「…知り合った大学の先生とかに相談したところ、その先生からまた知り合いとか、その知り合いの知り合いとかって所で段々なんか相談が広がっていったんですね。…いろんな話を聞いたり、障害持っている子の学校の様子だとか、いろんな話を聞くようになって」と障害を通して新たな人たちとコミュニケーションを行うよ

うになってきたことに楽しみを感じるようになっていた。

【具体的なアドバイスと体験を伝える】とは、「だんだん広がっていったんですけど、そういう日常的なつながりがだんだん少しずつ広がっていった中で、自分の考え方もわかってもらったし、子どもとの対応の仕方っていうのもだんだん見てもらったりするようになって」「やればできるっていう、簡単に言えばそうですけど、教えればできるっていう体験を少しずつするようになって、そうするとやっぱり教えたくなるんですね。他のことをね。こんなことをやりましょう。…そういった情報をもっと会員の人達にわかりやすく伝える、情報を伝えて行く」というようにこれまで経験したことを同じような境遇の人たちに教えるようとする気持ちが見られていた。

『子どもの自立』

A：＜子どもが社会で認められること＞

【就労支援のままで不満】とは、「えっと一就労支援Bなんですけれども、…僕自身はそういう所でいいとは思っていないので、とりあえず、安定するまでってことで」というように、就労支援施設で働くことに父親自身が満足をしていなかった。【社会の一員となつてほしい】とは、「…今就労支援Bですけれども、見てたらそれも僕にとっては、納得できないだから彼が、本来能力を発揮できるようなものっていうのは、何かあるかっていうのは今これからまたいろんなことを就労支援やっている所も見せてもらったりとか、勉強してやっぱりやっていかなきゃいけないのかなって」「…一般企業、会社としてね一組織として入って行った時にそれなりにある程度は認めてくれるかもしれないけれども…」と父親自身で子どもの就労のため、能力にあったものを見つけ出そうと考えて行動しており、一般社会や会社に入れそうな道を模索していた。

A：＜社会的課題として取り組む使命感を持つ＞

【子どもが社会で生きるため】とは、「…彼がそれを今度住みやすい世界というか社会の中に入り込んで、行けるような仕組みづくりをするため…そういうできる仕組みの組織を立ち上げてみないのを野望はありますよね」と子どもの将来を案じ、自立するのに何が良いのかを父親なりに考えていた。

B：＜自立させるために子離れすること＞

【自立のため、成長するための環境作り】とは、「子どもとどうやってこう離れていくか、そこが一番自分の課題なんですよ」「たぶん今の状態だと、べったりなので、どっかの時点で少しずつそういう環境にしてかなきゃならないっていう、定型の子ども達であったら、自ら親にとって、離れますよね。そういうのがなかなかないので、こちら側からそういう風にして、そういう環境を作っていかなきゃならないなと思いつながら…そこはね、一番の課題ですね」など、子どもの成長のために近づいて接していたことから離れることも成長に必要ということで、子どものためにそのような状況・環境をどのようにするかを抱えている気持ちを表していた。【親が自立を阻む関わり方もある】とは、「子離れしなければならぬと駄目だと思わないんですよね。…親は子どもより早く死ぬから早く子離れして一人で生活できるようにしてあげる。親が、あんまり長いこと関わると、それは子どもの自立を阻むことになる…一理あるな一って思うんですけど」と自立を邪魔してしまうということに困惑しつつも、子どもにどのように自立してもらおうかを考えていた。

『社会に対する不全感』

B：＜障害による偏見と不満＞

【世間からの差別感】とは、「未だにやっぱり世間の目は厳しいなって思いますよね。差別

『仕事への生きがいと 経済的な柱』	A<仕事で得る充実感>
	B<仕事で父親を振る舞う>
『性差による役割意識』	A<日本の家庭という意識の強さ>
『母親任せ』	A<家庭は母親任せ>
	B<家庭は母親任せ>

障害が判ったこと、家庭を振り返るようになったこと

具体的な子どもの状態や家庭の状況を知りゆらぐ

『障害を理解しようとする』	A<障害でも社会に出ている>
	B<ありのままを受け止める>
『諦めず関わろうとする』	A<上手く関わろうとする>
	B<父親として子どもに必要なことを模索>
『母親の苦勞を知る』	A<母親の代わりをしようとする>
	B<母親の偉大さを知る>
	B<子どもに関わることへの不安と苦勞>
『母親に対する申し訳なさとそのからの協力』	A<母親に対する申し訳なさとそのからの協力>
	A<家庭を顧みてこなかった>
	B<協力してこなかった後悔>

『家庭と仕事の葛藤』	A<仕事場が安心だった>
	A<仕事に未練がある>
	B<仕事と家庭の両方を頑張りたい>
『家庭と仕事との安定』	A<仕事と新たな関係を築く>
	B<仕事に対する意識変化>
『父親の役割を意識する』	A<自分なりの父親になる>
	A<父親の役割を発見>
『父親なりの模索』	B<子どもの父親であることを意識する>
	A<変化する父親像>
	B<障害のある人に貢献したい>

具体的な子どもの状態や家庭の状況を知りゆらぐ

ゆらぎながら父親なりの考えが見出されていく

『子どもの自立』	A<子どもが社会で認められること>
	A<社会的課題として取り組む使命感を持つ>
	B<自立させるために子離れすること>
『社会に対する不全感』	B<障害による偏見と不満>

図1：発達障害児をもつ父親のカテゴリーの流れ

的な所がいっぱいあるな一って」「その辺のま
あ大人よりも子ども視線とか対応とか凄いこ
う刺激的じゃないですか。正直というか、障
害を持っている人っていうイメージを前提に
した対応じゃないので、見たまま、見てみて
感じたままを対応するから、すごい正直なん

ですけど、親としては凄く酷と言うか」と社
会から差別的な感覚があった。【障害児の社会
におけるあり方を知る】とは、「あの一保育園
に入ったんですけど、まあ何件も断られたり
で、なかなか障害を持っている子を（持つと
ダメみたいです。）というような、その当時か

ら母（妻）は、意識あったみたいなんですけど、そういう受け入れくれる所を探していたんですが、なかなか受け入れてくれなくて」という障害によって受け入れてもらえない環境の経験をしていた。【周囲の無理解への不満】とは、「外に出るとやっぱりいろんな人の目が、眼に触れますよね。いろんな人の反応がありますよね。だから、そういう、その反応で「あー」って思うことはやっぱりありま

V. 考察

1. 仕事における父親のゆらぎ

わが子の障害が判るまで、父親は『仕事への生きがいと経済的な柱』を感じながら職場に属していた。父親として子育てや役割について考え悩むこともあったが、同時に「なにを気にかけてよいのか」がわからないという時期で、関わり方への戸惑いを感じていた。しかし、それはすべて母親へ委託され、ともかく仕事を重視する時期であった。そのため、仕事が充実感や達成感をもたらし、生き甲斐を感じさせている。この父親像は、日本の伝統的な価値基準でもあり、おそらくそれぞれ自分の育った家庭や社会的評価が反映されているとも考えられる。社会の中で仕事し、家庭生活を送ることについて、A氏は、「とにかく食べてくお金をいれていく」と述べ、A氏は、「自分の生活の中で大部分だった」「みんなのために仕事しなければならないと先輩に教えられた」というような『性差による役割意識』が窺えた。家庭よりも社会で仕事をすることによって、父親へ社会人としての役割遂行に自負心を抱かせていると考えられる。一方で、仕事に居場所や生き甲斐を感じる状況が作られていると考えれば、これまでの日本の社会における男性がそのように意識付けられやすかったとも考えることができる。大日向（1999：212）が、「父性”母性”といった子育てに性差をつけての考えは、ともすると“母親とはこういうも”“父親とはかくあ

すね」「不安になって、外に結構出たことが多かったり、その人との触れ合いってのが大事と思ってたので、そういう所に連れ出すとやっぱり、外部的なりアクションがあるじゃないですか。それに対してやっぱり不安から段々怒りに変わりますね」と子どもの成長のために外出をしていたにも関わらず、周囲からの心ない視線や反応を感じていた。

るべき”と画一的な親像を押しつけてしまい、個性豊かな親と子の関係が発達する可能性の芽を摘んできてしまったのではないかと指摘するように、男性の役割、父親の使命という社会の中で画一的に決められた枠組みとして考えられがちだったのかもしれない。

そして、障害が判ってから家庭に関わろうとすることで、『障害理解しようとする』ようになり、同時に『家庭と仕事の葛藤』が生じている。A氏は、「仕事きついけど、精神的に楽」と家庭からの逃げ道として仕事を使い、仕事から離れなければならないことに対しては「相当勇気が要りました」という葛藤を抱える。この葛藤は、親の会に入り、新しい役割、障害のある子どもの親という立場、役割が生まれたことで徐々に解消されていく。B氏が「父親の代わりはいない」と語るように家庭を優先させる考えを持つが、可能であれば仕事も選びたいという葛藤と後悔が窺える。障害に対しての関わり方がわかるようになると、社会で障害を持っている人の見られ方を知るようになった。

さらに具体的に関わっていくようになると、『家庭と仕事の葛藤』を体験し、『家庭と仕事との安定』というような変化が窺えている。障害の捉え方の変化や子どもと関わる中で父親なりの目標ができたことで仕事にも楽しみを持つような変化が見られた。仕事と家庭の両者に生き甲斐、やりがいを実感するようにバランスを取ろうとしていた。子どもの自立

を考え就労場面に對して社会的に不十分と感じている所をどうにかしようと使命感を抱くようになる。仕事は、育児とは別という考えを持ちながら、障害理解を通して仕事での新しい関係の築き方を得たという感覚を抱いているようで、自分の仕事に活かしているという良い影響を実感している。個々の父親なりに仕事と家庭のバランスのとり方が存在していると考えられる。一方では、これまで築き上げた仕事へ邁進することを諦めたとも見られてしまうのかもしれない。そもそも、日本人は仕事をする時間が長く、父親が家庭に関わることの保障がなされていない風潮であったことがこのような考えを生み、家庭と仕事でゆらぐと思われる。これからの社会において、家庭への育児参加等を促進するためには、仕事や社会で保障されるべきものを再検討しなければならないと考える。

2. 家庭における父親のゆらぎ

父親は、わが子の障害が判るまでは、『母親任せ』でいることがわかる。A氏は、家庭に対して母親から言われれば協力はするといった消極的な協力姿勢であり、子どもに関わってはいるが、上手くできないため結局母親任せとなっていた。B氏は、子どもが乳幼児期であったこともあり、手を出せず見守っていたようだが、仕事のため家庭は母親任せとなっていたことから、家庭では消極的な父親であったのであろう。

障害が判ってから家庭を振り返るきっかけとなる中身に直面すると父親は、『母親に対する申し訳なさとそこからの協力』『諦めず関わろうとする』など、反省、悩みを抱えながら積極的に関わろうとしていることがわかる。A氏は、母親不在から家事に参加し、仕事に没頭できなくなる。家庭を顧みるようになるとこれまでの母親の負担が理解でき、後悔を抱く。子どもと接するようになるとその様子に困惑をするが、何とか関われないかという

意識を持つようになる。B氏は、障害発覚後すぐに何か関われないかという想いから子どもの様子を気にかけ、母親に任せていたことを後悔し、積極的に協力する姿勢を見せていく。その後、父親は、これまで知らなかった育児や障害の大変さを感じ、これまでの『母親の苦勞を知る』という衝撃を徐々に経験する。

それぞれ、家庭を振り返るようになってからは、『父親の役割を意識する』『子どもの自立』を考えるようになっていく。A氏は、母親をサポートすることや子どもに対する父親と母親の在り方に気づいて行くようになった。子どもに対しては、やはり直接的な関わりについては、母親には及ばないものの、A氏自身が子どもの就労先を探すようになるなど、積極的に関わりを始める姿を見せていた。A氏としては、障害を知ってから、わが子に社会の一員になってほしいという想いをより強く持つようになったのだろう。B氏は、具体的な関わり方を専門家の方から聞き、実践することで関わりが可能になりながらも、子どもを理解する難しさを感じていくようになった。そして、子どもの成長のために尽くしていこうとする思いと成長を不安と感じる思いが交錯する。ここでもわが子の将来に、子離れすることを課題として関わるのとことから子どもを自立させる方法を模索するなど母親的視点と父親的視点が交錯している様子が窺える。

家庭における父親は、それまでの母親の役割に敬意と反省を生み、わが子に関わろうと試み、それでもうまく関われない中でも「逃げない」ようになる。同時に母親にはなれないこと、代わりにならないことを踏まえて、積極的に父親の役割を形成していく様子が窺えているのではないかと。

3. 父親が早期に障害を知ること

広瀬(1991)は、父親が3歳までに障害告

知を受けた場合、客観的に捉え、現実的に受け止め、ネガティブな情緒反応を示すことは少ないと指摘した。本研究の父親からは告知時の子どもの年齢に関係なく、現実的・客観的に捉えていたことがわかった。さらに、今回の父親たちの語りからは、障害に対するショックよりも、家庭よりも仕事に専念しすぎたことで家庭を疎かにしてしまったというような贖罪の気持ちと、それを払拭するような前向きさが窺える。つまり、なんとかしなければという責任感に裏打ちされた意識が強く働くことで、仕事ばかり考えていたことから家庭に目を向けるようになったと考えられる。

本研究の父親は、家庭を振り返るようなきっかけに直面すると、『父親なりの模索』をしていることが窺えた。A氏は、母親の代わりに家庭に携わり始めることで、戸惑いや不安があったと思われる。母親任せにしてきたことを反省する一方、子どもに関われないことへの不安が吐露される。その心情は、親の会からの情報や子どもの状態像を見て面倒を見ていくしかないと感じる経験を通して徐々に解消されていき、「自分の思ったことをやってあげたい」という心情へと辿り着いていると考えられる。B氏は、夫婦で診断名を聞いたが、それでも当初は人ごとのように漠然としていた。子どもの学校に上がる時に母親に同行し、徐々に周囲からの言葉を意識し始め、自分の思ったように子どもに関わることを通して、父親ができる役割を考えていったと思われる。父親もまた、子どもの診断を聞いただけでは動かず、具体的な状態を直接目で見る経験をすることや、これまでの関わりを振り返ることで変化が生じるようである。二者とも徐々に能動的に関わる父親像が浮上してくるが、父親が働いて若い時に知ったB氏の方が、早期にいろいろなきっかけを通して模索し、献身的に子どもに関わっているイメージを持ちやすい。しかし、子どもや家庭に関わる父親というものを生成するためには、早

期からだから大丈夫というわけではなく、父親の仕事に対する想いや子どもに対する考え方次第な所があるように感じられる。

成長と共にB氏は、徐々にわが子へ対応することの難しさを感じるようになっていくが、それでも子どもの成長を考え、仕事よりも子どもが生活しやすい環境を整えることを優先させようと考え、「父親の代わりはいない」という語りから、子どもへの想いをより強く抱くようになっていく姿がある。

B氏は、家庭優先で積極的に関わっているが、早期から関わっている分だけ『社会に対する不全感』を他人の障害に対する反応や振る舞いに不満を募らせている様子が見られた。これは、母親が育児をする中で感じているものと似ており、前述したように、B氏はA氏と異なり、母親的立場や、母親の役割に重なるような状況を呈していることが窺える。早期から子どもの変化に関わっているため、職場や仕事への申し訳なさを自覚しながら家庭を優先させようとしているのだろう。

Field (1978) が、育児責任をおもに担う第一責任者になっている父親、それと通常の二次的(補助的)立場にいる父親、それと通常の(一時的世話役)母親について、子どもへの態度・行動を比較した研究を行っている。結果は、二種の父親間に差があり、育児の第一責任者として子育てしている父親の行動は母親の特徴と近似していたと述べている。まさにB氏の養育姿勢は、育児責任を主に担う父親として母親の行動特徴に類似していることが窺える。

就労するまで成長したことで、これからはいろいろな人にお世話になり、助けてもらったことをこれからの人達のために役立てたいという想いを抱いていくようになっていく。障害があっても社会に向けて発信するという意識は、両者とも共通しているが、B氏については、障害児療育に多く関わっていることが色濃く表れているため、同じような境遇に

ある障害児や障害児の親に、自ら経験してきたことを還元していきたいという意識が強く表れていると考えられた。

VI. まとめ

今回の調査より、各々の父親達は、障害や妻の苦勞に知ることによって「後悔」や「贖罪」という思いを抱き始めていた。そこから父親自身の模索が始まり、関わり合い、子どもを知ることを通して徐々に薄れていく姿があった。さらに、父親達が子どもや家族と歩むことを通して、子どもの将来、あるいは障害のある方達の生き方までも視野に入れ、幅広く、使命感を抱きながら生きていることもわかった。そこには家庭における父親としての位置も確保しつつ、家庭内だけではなく、社会に向けて働きかけていこうとする社会的な役割も見出している様子が窺えた。仕事と家庭における父親が双方の折り合いを付けるということは、比較的難しく、どうしても仕事をする父親が前面に出やすくなってしまうと考えられる。

障害に対して2人の父親にショックという語りは認められなかった。まず、父親は、『仕事への生きがいと経済的な柱』という意識から始まり、『家庭と仕事の葛藤』というような家庭だけでなく仕事のことにも考えなければならないという意識を持っている。父親は、疲弊している母親を目にしているため、働いて家庭を支えていかなければならないという現実的な意識の方が強く働き、否認することや感傷的になっていられなかったと考えることができる。一方で、父親自身が仕事中心で家族や子どもに関わる時間が少ないということによって、子どもに障害があると聞かされても、父親は大変さを感じていないため、具体的なことがよくわかっていない状態だったとも考えられる。父親の障害を理解する過程は、母親と異なる段階を経て捉えており、子どもの障害も含めたありのままを受容しているの

かもしれない。

A氏とB氏の育児に対する姿勢を比べるとB氏の方が積極的であり、献身的な父親の姿として評価されるのかもしれないが、個々様々な父親の考え方があり、各々の家庭生活環境によって違いがあるため、画一的に考えることは難しい。しかし、父親達は、障害などの困難に向き合った時、仕事と家庭のバランスを図ろうとし、不安定な状況から脱するように機会を模索している。現代社会は、家庭を中心に考えながら仕事をする環境が整っているとは言い難く、これまでの性別役割分業の影響によって、経済的な部分は父親の役割として求められ、育児は母親任せになりがちになっていたことから、父親が家庭で十分な役割を果たすことを難しくさせていた。それが、障害をもつ子を抱えることにより母親は、生んだことへの責任を感じるようになり、父親は仕事という役割を強く抱かせてしまう。そのため、家庭での父親の存在が薄く、母子の密着が強くなる傾向にあった。

しかし、本研究における障害児をもつ父親は、将来の『子どもの自立』を考えており、『社会に対する不全感』を抱えつつも、子どもを社会で働かせたいという使命感を抱いていた。これは、母親よりも父親の方が、生物学的、または子どもとの物理的な密接度が異なるからなのかもしれない。『障害を理解しようとする』父親の姿が窺えていることを踏まえると、やはり母親とは異なる役割を見出していると考えられた。

今回の研究から、父親が家族の具体的なことに触れることで、仕事と家庭の間でゆらぎが起きている。父親として障害をもつ子どもをありのまま受け止めつつ、社会で自立させたいという意識を強く持っていることもわかった。父親は、障害のある子どもを家族内で抱えるのではなく、社会で一人前になってもらいたいという希望を持っていた。

Ⅶ. 研究の限界

調査協力者が2人の父親であり、共に親の会に所属していることもあるため、障害に対する課題を見出すこと、社会やこれからの子どものために働きかけようとする意識を抱きやすかったのかもしれない。父親が仕事と家庭にどのような考えを抱いていたのかを検討したが、調査協力者数を考えると一般的な見解とすることは難しい。しかし、父親からの視点に基づいて本研究を行ったことは、今後の父親研究を進めていく上で一助となると思っている。今後は、社会生活を送る上でどのように家庭を支援することが有効なのか、どのように支援することが仕事をする上で良いのか、を個々に考えるのではなく、相互に関連させながら有効な方法を考えていかなければならない。

引用文献一覧

- ・Field, T.M. (1978) *Interaction behaviors primary versus secondary caretaker father*, *Developmental Psychology*, 14, 183-184.
- ・原井川誠仁 (2008) 「保護者の障害受容において父親が果たす役割—父親の家事・育児行動への参加に着目して—」『高知大学教育学部研究報告』68, 137-148.
- ・広瀬たい子・上田礼子 (1991) 「脳性麻痺児(者)に対する父親の受容過程について」『小児保健研究』50(4), 489-494.
- ・柏木恵子 (1993) 『父親の発達心理学 父性の現在とその周辺』川島書店.
- ・奇 恵英 (1999) 「障害児をもつ親から学ぶ」『教育と医学』47(3), 19-25.
- ・菊地ふみ・柏木恵子 (2007) 「父親の育児—育児休業をとった父親たち—」『文京学院大学人間学部研究紀要』9(1), 189-207.
- ・小島未生・田中真理 (2007) 「障害児の父親の育児行為に対する母親の認識と育児感情に関する調査研究」『特殊教育学研究』44(5), 291-299.
- ・前田由美子 (2004) 「男性の子育てと社会環境についての研究 事例研究に見る男性の子育ての有益性」『共愛学園前橋国際大学論集』4, 69-84.
- ・牧野カツコ・中野由美子・柏木恵子 (1996) 『子どもの発達と父親の役割』ミネルヴァ書房.
- ・牧野暢男・中原由里子 (1990) 「子育てにともなう親の意識の形成と変容—調査研究—」『家庭教育研究所紀要』12, 11-19.
- ・正高信男 (2002) 『父親力 母子密着型子育てからの脱出』中公新書.
- ・目良秋子・柏木恵子 (1998) 「障害児を持つ親の人格発達—価値観の再構築とその要因—」『発達研究』13, 45-51.
- ・宮田広善 (2001) 『子育てを支える療育：<医療モデル>から<生活モデル>への転換を』ぶどう社.
- ・内閣府 (2007) 『国民生活白書平成16年度版』時事画報社.
- ・大日向雅美 (1999) 『子育てと出会うとき』日本放送出版協会.
- ・佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- ・杉山登志郎 (2000) 『発達障害の豊かな世界』日本評論社.
- ・田中智子 (2006) 「障害児の父親の「当事者性」に関する考察」『大阪健康福祉短期大学紀要』4, 49-57.
- ・土屋 葉 (2003) 「<障害をもつ子どもの父親>であること—母親が語る／子どもが語る／父親が語る」桜井厚編『ライフストーリーとジェンダー』せりか書房.
- ・牛尾禮子 (1998) 「重症心身障害児をもつ母親の人的成長過程についての研究」『小児保健研究』57(1), 63-70.

【研究ノート】

自立生活センターの介助者が受ける教育とは

－ 3つの立場からの質的研究－

Education the Care Worker in Independent Living Center Takes

-The Qualitative Research from Three Points of View-

オホーツク社会福祉専門学校 高橋 銀司

要旨：我が国における自立生活センターは、アメリカの自立生活運動から学んだ「障害当事者が自立生活をするために必要なサポート」を行う役割を担っている。我が国では、2012年10月14日現在で125ヶ所の自立生活センターが存在し、開設から四半世紀が経過している。障害当事者と介助者については、その存在や関係性に関する議論はなされてきているが、当事者達の声というのは、研究対象にはされにくかった。本研究では、介助者自身を含めたその取り巻く環境にいる3つの立場から「介助者が受ける教育」に焦点を当ててインタビュー調査を実施した。その結果、自立生活センターの介助者が受ける教育とは、『ともに自立生活運動に取り組むこと』を目的とし『介助者として個別のケアが求められ障害当事者を尊重すること』を前提に『団体として自立生活運動を実施する際には介助者も協力していくこと』が重要視されることであった。

Keywords：自立生活センター，介助者，障害当事者，介助者教育

I. はじめに—なぜ自立生活センターの介助者なのか

我が国における自立生活センターは、アメリカの自立生活運動から学んだ介助サービス、自立生活プログラム、ピアカウンセリング、権利擁護などを活用し障害当事者が自立生活するために必要なサポートを行う役割を担う全国組織である。自立生活センターは、障害者運動とともに展開されてきており、現在もなお障害者権利獲得のために運動し続けている。我が国では、1986年に東京都八王子に自立生活センター「八王子ヒューマンケア協会」が開設され、2012年11月には全国に125ヶ所展開する組織へと規模を拡大してきた。自立生活センターの理念は「どんなに重度の障害があっても、その人生において自ら決定することを最大限尊重されること」(全国自立生活センター協議会：1998)であり、障害当事者の意志が尊重された自立生活を送れるよ

う継続的な支援を実施している。自立生活センターを通じて障害当事者が自立生活をする場合、クライアントである障害当事者は、ピアカウンセリングで相談支援を受け、自立生活プログラムにより生活するスキルを磨いていくという流れになる。その後、介助サービスを利用して自立した生活を送れるようになっていく。

自立生活センターを通じて自立した障害当事者の多くは、支援を受けたセンターの介助サービスを利用して生活している。その障害当事者が自立した生活を送るためには、介助者に指示を出して自己決定や自己選択を達成していく必要があり、適切に介助を実行することが出来る介助者が求められる。障害当事者が自立生活をするためには、介助者は必要不可欠な存在であるが、これまで自立生活センターを対象とした研究において、介助者に焦点を当ててなされたものは多くない。必要な位置にいな

も、焦点が当たりにくい介助者について着目していく必要がある。

II. 問題設定

1. 研究目的

本研究の目的は、今後の自立生活センターにおける介助者研究に効果を与えるために、介助者が受ける教育を明らかにすることである。

2. 先行研究

我が国に自立生活センターが開設して四半世紀が経過した現在に至るまでに、障害当事者が自立生活するために必要不可欠となる「介助者」については、障害当事者と介助者の二者関係を中心としたものが多く、これまで岡原（1997）、糸賀（1998）、末永（1998）、土田（2000）、山下（2002）、在原（2002）、山下（2004）、丸岡（2006）、橋本（2007a）、橋本（2007b）、定藤（2008）が議論を展開している。

岡原（1997：134）は「（介助者に）人間性を求めることは、オールマイティのように思われるが、じつはそうでもない」として、介助者の感情を排除することで非人間的であることを表現し、介助者の感情表出が障害当事者を苦しめることもあるとしている。そして、橋本（2007b：49）は「障害者をディスエイブリングにする社会の中であって、自らの存在の肯定を社会に求め続けるために必要であったのは、自分たちの強い意志に応える介助者であった」としており、応える介助者という介助者の理解や共感が障害当事者の自立生活を成立させる構成要素として認めている。そのような中で障害当事者と介助者について、自立生活センターや既存の自立した障害当事者らが、介助について新人介助者へ教育するということに関する研究はされてこなかった。高橋（2012：25）は、介助者手足論のなか

で「介助者とは、『人間でなければならないこと』と『人間のもつ感情が重視されていること』が重要とされる存在である」として、障害当事者の介助をする立場が人でなければならないという「者」の意義を明らかにしている。

上記でみたように、これまでされてきた研究は文献研究が中心であった。すると、当事者らの感じている実際はいかなるものであろうか。当事者の声を参考にした研究が期待される。

3. 自立生活センターにおける介助者の取り巻く環境

自立生活センターにおける介助者を取り巻く環境には、第1に、自立生活センターの管理者がいる。管理者は、入職する際に面接や団体におけるオリエンテーションをすることになる。第2に、障害当事者である。自らが介助を行う障害当事者であり、その方の指示のもと業務を遂行する。第3に、同僚や先輩となる介助者である。介助者が新人の場合には障害当事者と共に教育を実施し、二人体制の介助が必要な際にはパートナーとなる存在である。自立生活センターには理念があり、障害者における自立生活の概念を介助者が容認していなければ、障害当事者の自己決定や自己選択は崩壊してしまう。すると、上記の3者が存在する中で、介助者はいかなる「教育」を受けて「介助者」になっていくのであろうか。3者の立場から捉えた「介助者への教育」を整理することが求められる。

III. 研究方法

研究方法は、質的研究を用いて行なった。調査方法と分析方法は以下のとおりである。

1. 調査方法

本調査は、3者の立場を設定し 2011 年

7月から9月までの期間に、調査に協力のあった自立生活センターA団体と自立生活センターB団体（以下はA団体とB団体とする）の2カ所の自立生活センターに所属する方々へインタビュー調査を行なったものである。調査対象は、第1に「自立生活センターの団体として行う教育について」を2名の管理者へインタビューを行なった。第2に、新人職員が団体の教育を終えた後、「現場で受ける教育について」を実際に在宅生活しており自立生活センターの介助者を利用している障害当事者4名を対象にインタビューを行なった。第3に、実際に自立生活センターに所属している介助者8名へ「介助者として受けた教育について」のインタビューを行なった。

2. 分析方法

調査の分析は、佐藤（2008：33-43）「定性的コーディング—文脈と概念的カテゴリーのあいだの往復運動」を参考にした以下の方法を用いて行なった。

インタビュー実施はインタビューガイドを参考に半構造化インタビューで行いICレコーダーを使用してインタビューデータを収集した。そのインタビューデータを全て逐語録にする。その逐語録にしたものを原文として、主要な内容を切り取ったものを「原文コード」と称する。その「原文コード」を縮約分析して「カテゴリー」を作成する。さらに、その「カテゴリー」を集約して「コアカテゴリー」の作成を行う。それらの「項目生成一覧」にまとめた。本分析においては、カテゴリーとコアカテ

ゴリーを表示して論じていく。

本分析においては、全国自立生活センター協議会（1998）による自立の理念である「1人の人間として、その存在を認められること」を参考にし、管理者や障害当事者データの個別分析を行い、介助者の分析においては一定の共通認識を抽出するため集合分析を行なった。

用語として、原則「管理者」「障害当事者」「介助者」を用いているが、インタビューデータの内容や表現を加味して記述上、本文や表で「障害当事者」を「自立障害者」や「障害者」とし、「介助者」を「ヘルパー」「既存のヘルパー」「ベテランヘルパー」「先輩ヘルパー」と表記している。

3. 倫理的配慮

本調査では、インタビューという調査の性質上、以下の内容を調査対象者に伝え、個人情報保護および倫理的配慮をすることとしている。

本調査では調査の際に、上記にあげられた「プライバシー」「個人情報」を厳守することから、情報の「収集・管理・利用」において「調査の趣旨」「調査方法」「調査での使用する機器について」「データの利用について」「調査結果の公表について」の5つの項目を設定した。

本調査では、それに基づいた「調査依頼文用紙」を作成し、調査対象者書面承諾のもと実施した。

表 1 調査・分析対象者の概要

	仮名(所属団体)	性別	年代	所属年数(自立生活歴)	福祉系資格
団体管理者	Y氏(A団体)	女性	30歳代	4年	介護福祉士
	C氏(B団体)	男性	30歳代	6年(11年)	なし
障害当事者	T氏(A団体)	男性	40歳代	4年(5年)	なし
	N氏(B団体)	女性	20歳代	3年(5年)	社会福祉士
	P氏(B団体)	女性	40歳代	7年(11年)	なし
	Z氏(B団体)	女性	30歳代	6年(12年)	社会福祉主事
介助者	Q氏(A団体)	男性	20歳代	3年	ホームヘルパー2級
	S氏(A団体)	男性	20歳代	3年	ホームヘルパー2級
	M氏(A団体)	男性	20歳代	4ヶ月	ホームヘルパー2級
	H氏(A団体)	男性	20歳代	4年	ホームヘルパー2級
	R氏(B団体)	女性	20歳代	2年	ホームヘルパー2級
	W氏(B団体)	女性	20歳代	5年	介護福祉士
	E氏(B団体)	女性	20歳代	3年	社会福祉士 ホームヘルパー2級
	O氏(B団体)	女性	40歳代	2年	ホームヘルパー2級

IV. 結果と考察

調査 1. 自立生活センターにおける管理者が行う介助者への教育

(1) 自立生活センターA団体とB団体の概要とインタビューガイド

A団体(設立4年)は、人口約10万人程度の街にある自立生活センターである。A団体の介助派遣を利用する者は、代表を含め2名であり、従業員は障害当事者1名、自立生活運動をともに行う介助者の自立生活センターの健常者スタッフ(以下CILスタッフとする)4名と自立生活運動をともにする事業所管理者であるコーディネーター2名、そしてその他の一般介助者が6名で合わせて13名にて運営している小規模な自立生活センターである。2011年8月現在で、A団体が支援している者は2名であり、その2名は施設暮らしから一人暮らしをするために自立生活プログラムを定期的に受けている。

次に、B団体(設立7年)は政令指定都市にある自立生活センターである。B団体の介助派遣の者は18名で、従業員は障害当事者6名、CILスタッフとコーディネーターと一般介助者80名で合わせて86名の大規模な自立生活センターである。

インタビューガイドは「基本属性」「どのようにして新人職員に研修を行うか(期間、教材、新人に求めること)」「研修後、新人職員はどのようなステップでひとり立ちするのか(ひとり立ちする基準)」「職員の中でも、どのような人がやめていくのか。/どんな人がやめていったか」「やめることを希望した人は、どんなエピソードがあったから、やめたいと思ったのか」「その他、全体を通して付け加えたいことがあれば、教えてください」である。

(2) 自立生活センターにおける管理者が行う介助者への教育に関する項目生成一覧

表2 A 団体管理者 Y 氏と B 団体管理者 C 氏における項目生成一覽

仮名	コアカテゴリー	カテゴリー
A 団 体 Y 氏	A 団体の方針	当事者と健常者の方向性が一緒
		「あなた」が必要
	介助者からCILスタッフへ	同行による介助の研修
		CILスタッフになる
	仕事を続ける	トラブルの時に話を聞く
		みんながいるから続けられる
	辞めていく職員	これまで、辞める者には介助の仕事を下に見ている傾向があった
		誰でも勤まるという思い
		他の仕事がしたくなる
	辞めた職員の矛盾	他では業務に追われる
介助や支援の意義に気づく		
B 団 体 C 氏	B 団体の置かれている負の現状	介助者不足でいっぱいいな事務所
		事務所と矛盾する理念
	B 団体における新人教育	面接段階からはじまる教育
		指示を出せる障害当事者が(団体の)研修をする
		入職後は障害当事者がオリエンテーションをする
		介助に抵抗を感じる新人
	B 団体を利用する障害者	エンパワーメントされて自立している障害者
		自立をするのにスキルや自立に関する教育を受けていない障害者
		障害が重度で口頭で支持を出せない障害者
	新人教育後のヘルパーの行き先	コミュニケーションを取ることができるようになる
		ヘルパーで一人立ちする者は自立生活の理念を理解している
		障害者との関係性が悪くて辞めていく者もいる

(3) 調査1 考察「自立生活センターにおける管理者が行う介助者への教育」

事例1：自立生活センターA 団体とB 団体における管理者データ考察

自立生活センターA 団体管理者 Y 氏から確認された A 団体が行う介助者への教育では「当事者と健常者（介助者）の方向性が一緒であり、トラブルがあっても仕事を続けられるようにすること」を認識することができた。そして、自立生活センターB 団体管理者 C 氏からは、B 団体が行う介助者への教育として「(介助者教育は) 面接段階からはじまっており、障害当事者主体な

場である状況を教えること」とまとめることができた。

第1に「当事者と健常者（介助者）の方向性が一緒であり、トラブルがあっても仕事を続けられるようにすること」である。障害者も健常者も同じ方向を向けるような人材と、一人ひとりを尊重できるような人材を育てるということを目的として教育を行っている A 団体は、「障害当事者だけでも健常者だけでも支援はできない」という部分が大きく繁栄されている。A 団体は、「団体全体で取り組む」ということに意義を見出していることが明らかになった。

第2に「(介助者教育は)面接段階からはじまっており、障害当事者主体な場である状況を教えること」である。B団体では、求職者の面接時から教育は始まっており、その内容は障害当事者主体であることを中心に教育していくことが特徴としてあげられる。ここでの「障害当事者主体」とは、自立生活センターの「意思決定機関の責任および実施機関の責任者が障害者であること(全国自立生活センター協議会：1998)」という条件と重なる点もあり、自立生活センターのもつ役割を果たしていることが認識できた。さらに、他カテゴリーを見ても障害当事者を中心とした内容になっており、その点からもB団体は障害当事者主体を意識していることが伺える。

調査1では、自立生活センターにおける団体として健常者と障害当事者がともに尊重し合うような人材育成が望ましいことが示唆され、両団体ともに障害当事者を尊重するという点では共通していることであった。よって、自立生活センターの機能を加味すると団体として管理者が行う介助者への教育とは、前提として「ともに自立生活運動が取り組めるような介助者を育成すること」であった。

調査2. 障害当事者が介助現場で行う介助者への教育

(1) A団体障害当事者T氏とB団体N氏・P氏・Z氏の概要とインタビューガイド

介助現場で行われている教育について、実際に在宅生活をしており自立生活センターの介助者を利用している障害者4名(A団体1名、B団体3名)を対象にインタビューを行い、「障害当事者が介助現場で行う介助者への教育」について明らかにしていく。A団体障害当事者T氏は、自立生活センターA団体の代表をしている40代男

性の障害当事者である。自立生活をはじめて5年になり、A団体の介助派遣を利用しながら家族と暮らしている。30代前半でALSが発症し、現在の障害程度は区分6で発語が困難なため、他者とのコミュニケーションは介助者による通訳を用いて行われている。

次にB団体障害当事者である。N氏は、政令指定都市のJ市在住で自立生活センターB団体の介助派遣を利用している自立生活歴5年の20代女性障害当事者である。障害程度区分6の脳性麻痺であり、移動は常に電動車いすを使用している。介助者を育成する立場であり、N氏の教育した介助者はB団体内の他の現場で活躍することが多い。そのため、介助者状況として、同じ介助者が継続している訳ではなく、流動的であり、新人介助者が入ってくるというケースが多い。P氏は、政令指定都市のJ市在住で自立生活センターB団体の介助派遣を利用している自立生活歴11年の40代の女性障害者である。身体状況として食事は自立しているが、その他の日常生活動作は全介助である。Z氏は、自立生活センターB団体の介助派遣を利用している自立生活12年目の30代の女性障害者である。障害は頸椎損傷であり、歩行不可のため車いす(自走)生活を送っている。日常生活動作は、歩行と食事以外がほぼ全介助である。

インタビューガイドは「基本属性」「どのような研修を新人職員(ヘルパー)するか」「仕事としてケアをする者に求めること」「新人職員と関わる際に、気をつけていること」「新人職員には、はじめどういう傾向があるのか」「その他、全体を通して付け加えたいことがあれば、教えてください」である。

(2) 障害当事者が介助現場で行う介助者への教育に関する項目生成一覧

表3 A 団体介助派遣利用 T 氏と B 団体 N 氏・P 氏・Z 氏における項目生成一覧

	コアカテゴリー	カテゴリー
A 団体 T 氏	新人の不安を解消すること	不安なまま採用される介助者
		一ヶ月はベテランヘルパーと同行訪問をする
		コミュニケーションを取ることが先決である
		ケアを覚えるのに時間がかかる
	介助者への信頼	信頼関係を築く
		介助とは関係のない話をしてコミュニケーションをとる
		楽しい話をする
		仕事が出来なくても時間通りに出勤する方が良い 仕事が出来ても遅刻されると死んじやう
	悩みを聞いてケアが良くなる	良いケアができないこと
悩みに応じて面接をする		
悩みに応じた会議を行う		
面接や会議を行うことでケアが良くなる		
B 団体 N 氏	これまでのヘルパーの問題点	自立の理念にはこだわらない
		何に対しても決めつけないようにする
		介助者が全て受身だと困る
	当事者と既存の介助者で行う共同教育	既存のヘルパーが新人ヘルパーに教育をすること
		自分で行う新人への教育
		当事者だけでは新人教育はできない
	ヘルパーとのより良い関係を継続すること	慣れによる緊張感の喪失
		我慢してしまうヘルパーがいること
		「慣れ」が生じることで感じるストレス
介助者との話し合い		
違和感のない状態が最も良い		
B 団体 P 氏	保護的ケアへの違和感	ケアを勝手に決めないでほしい
		福祉を学ぶと保護的になる
	どんなヘルパーでもケアを教えることが先決となる	何も知らない人でも指示をするからケアができる
		新人は同行ヘルパーと一緒にケアをする
		ケアを教えることが先決となる
	ヘルパーの傾向	ケアがない時に新人ヘルパーが戸惑う
		じっくりこないヘルパーもいる
		介助者がケアに慣れてきたら戸惑うことはなくなる
自分の生活の成立	ヘルパーに多くのことは求めていない	
	自立生活ができればそれでいい	
B 団体 Z 氏	理念を理解した上での同行ケア教育	自立生活の理念を聞いて理解する
		同行(当事者本人・先輩ヘルパー)でケアを教える
		ヘルパー未経験者は体の使い方から教える
	介助の経験がある者には細かいケアを教えるだけである	介助の経験がある者には細かいケアを教えるだけである
		気づくことができるヘルパーが良いケアをする
	考えながら整理すると良いケアができる	固定概念にとらわれなければ勤まる
		主観をなくして介助の知識を身につけていく
		良し悪しをヘルパー自身が決めてしまう
ヘルパーの価値観で善し悪しを決めると修正不可になる	ヘルパーが修正不可になる前に対策を行う	
	ヘルパーの生きてきた価値観から注意すると自己否定感に陥る	
	障害者は何もできない者なのかを問い直し整理しなおす	

(3) 調査2事例考察「障害当事者が介助現場で行う介助者への教育」

i. 事例2-1: 自立生活センターA 団体障害当事者 T 氏データ考察

T 氏が行う介助者への教育のインタビューでは「新人の不安を解消して信頼関係を築いていくこと」と「介助者の悩みを聞いて対応していくこと」の2点を上げること

ができた。

第1に、「新人の不安を解消して信頼関係を築いていくこと」について述べる。T氏は、自らが重度障害で介助がなければ生活できないことを認識している。介助者はT氏の介助ができるかどうか不安の状態を採用され、新人介助者は同行訪問という研修に入り、T氏とT氏の介助をしているベテランのヘルパーに介助の方法を覚えてもらう。T氏は発語が困難であるため、特殊なコミュニケーション方法を覚えなければ、T氏の指示を聞くことはできない。ベテランヘルパーが中心となって新人介助者にコミュニケーションの方法を伝えていく。1ヶ月を過ぎると、ベテランヘルパーは同行から外れる。この時には、新人はコミュニケーションを取れるようになっているが、T氏や新人介助者自身に不安があるようであれば、必要に応じてベテランのヘルパーが残ってできるようになるまで同行訪問は続く。コミュニケーションに自信が持てるまで新人介助者は研修を続けることができる。コミュニケーションに不安を感じなくなった時に研修が終わるのである。

第2に、「介助者の悩みを聞いて対応していくこと」について述べる。コミュニケーションが取れるようになり指示も一通り聞けるようになると、あとはT氏から指示されたことを介助者は行うことになる。その指示されたことも出来るようになると、慣れが生じてくる。慣れるということは、上述した不安が解消された状態を生み出すためにも必要なことであるが、その慣れが良いケアを生まない場合もある。慣れが生じることで、T氏へのケアが疎かになってしまう。その他にも、介助者自身のプライベートが充実していないと、それはケアに影響してくることも取り上げられていた。介助者自身が病んでいると良い介助ができ

なくなるとして、介助者のプライベートが充実することが良いケアになる要素でもある。

いずれにしても介助者がどのような思いでケアに望むかで、ケアの質が決まってくることを認識しているT氏は、自立生活をする傍ら介助者の悩みにも対応していくことを心がけている。定期的に個人面接で介助者のことについて詳しく聞き、良いケアを受けられるように教育しているのである。

ii. 事例2-2：自立生活センターB団体 障害当事者N氏データ考察

N氏における介助者教育を取りまく主要な点として「新人介助者教育を実施する前段階での教育内容の整理」「新人教育の方法」「新人教育後の関わり」の3点がある。第1に、「新人介助者教育を実施する前段階で教育に向けての内容整理」である。これまでのヘルパーには違和感なく関わられるヘルパーもいれば、そうでないヘルパーと出会う経験もしている。違和感のあるヘルパーの場合、言われた指示だけ聞いていればそれだけで良いという「受身なヘルパー」がN氏の生活に影響を与えていることを明らかにしている。

今後のN氏自身の生活を考えた時に、受身なヘルパーが存在してしまうと自分のやりたいことや望むような生活が送りにくい状態に置かれてしまう。そのような状況を改善するために、ヘルパーには「受身」にならないような教育が必要となる。すると、「新人教育が実施される前段階での教育内容を整理する作業」は、「受身なヘルパー」にさせないための重要な取り組みとなる。

第2に、「新人教育の方法」である。N氏の新人教育は、N氏だけが教える立場にいるわけではない。N氏は「自分には見え

るところと見えないところがある」ことを認識して、既存ヘルパーにも教育するように設定している。主に、既存ヘルパーは介助特有の「微妙な感覚」を新人に教育することが中心である。N氏は、「(既存)ヘルパーは介助する側の当事者である」としており介助においての「見えないところ」を既存ヘルパーが教育することを求めている。このヘルパーに介助の教育を求めることは「見えないところ」を新人に教える効果と同時に、既存ヘルパー自身も教える立場になることで介助について考えていかなければならないことを示唆し、「受身なヘルパー」を生じなくさせるための取り組みであるといえるであろう。

第3に、「新人教育後の関わり」である。新人教育が成功したからといって、違和感のない介助者が継続的に存在するというわけではない。N氏は、自分の生活について「教育にばかり時間を取れない」とし、新人教育が終わってからN氏の生活が始まるのである。懸念材料もあり、「我慢してしまうヘルパーがいること」や『『慣れ』の生じることでのストレス」という項目もあったが、その場合N氏からの話し合いが設けられ改善へと導くようにしていく。一方、「違和感のない状態が最も良い」ことであるが、違和感がないからといって安定的な状態ではなく、ヘルパーは常にケアに対して敏感があり、意識して緊張感を持つことが求められる。

よって、本事例であるN氏の新人教育とは「ヘルパーが受身にならないような教育内容を組み立て、ヘルパーと共に新人教育を実施していくこと」となる。

iii. 事例2-3：自立生活センターB 団体 障害当事者P氏データ考察

P氏への新人教育に関するインタビューでは「福祉系の学校で学んでからヘルパー

をすると保護的なケアになってしまい違和感を覚える」、「自立生活ができればいいので、ケアに関して何も知らない人でもいい」の2点を確認することができた。

第1に、「福祉系の学校で学んでからヘルパーをすると保護的なケアになってしまい違和感を覚える」である。P氏はヘルパーがケアをする時に、ヘルパーが勝手に物事を進めることに違和感を覚えている。勝手に進めるということは、P氏を無視して行なわれている行動でありP氏の望む生活とはかけ離れていることを意味している。福祉系の学校では高齢者の対応を中心に学んでいるため、障害者への対応がヘルパーはわからないのだということを示唆している。P氏は、ヘルパーが保護的になることを前提として新人教育を始めている。

第2に、「自立生活ができればいいので、ケアに関して何も知らない人でもいい」である。P氏が最も大切にしていることは自立生活をすることであり、今住んでいる場所で暮らしていければ良いとしている。さらに、生活に多くのことを求めないということからも、ヘルパーを利用してP氏が望むよう生活できれば良いのであろう。それらの希望が達成されるためには、日常生活動作をしなければならないため、常時ヘルパーがP氏の傍にいないてはならない。P氏は、「指示があれば自分のケアは何も知らない人でもできる」としておりヘルパーが常時いることを最優先としている。何も知らないヘルパーがくることは、P氏自身にとって不安がないわけではないが、そこにヘルパーが誰もいないよりは良いとしている。

以上のことからP氏が行う介助者教育とは「自立生活をするために、ヘルパーが保護的にならないように指導すること」である。

iv. 事例 2-4：自立生活センターB 団体 障害当事者 Z 氏データの考察

Z 氏への介助者教育に関するインタビューでは「障害当事者における自立生活の理念についてどう思うかを新人に聞いて考えさせる」、「同行ケア教育によりケアの技術を教える」、「ヘルパーとして修正不可にならないように理念を理解しているかについて整理をし直す」の 3 点を確認することができた。第 1 に「障害当事者における自立生活の理念について新人に考えさせる」である。Z 氏は新人介助者に対して必ず「障害者における自立生活の理念」についてどう思うかを聞く。自立生活の理念に理解を示してもらえないようであれば、自己決定や自己選択が奪われてしまい、障害当事者らの自立生活が成立しなくなる。ヘルパーの判断で行動することは Z 氏の「できること」を奪うことになってしまう。それらを解消するためにも、先に理念を十分に伝える必要がある。

第 2 に「同行ケア教育によりケアの技術を教える」である。ヘルパーに理念を伝え終わると、次にケアのやり方の教育が始まる。主に、教育としては介助未経験者に行われることが多い。介助の経験がある者については、介助の基本的な知識があるので応用が利く。未経験者は体の使い方や力の入れ具合などの基本的なことから教えていくことになる。その際に、Z 氏だけでは伝えきれない細かい動きについては、同行の先輩ヘルパーが Z 氏に代わって教えることになる。

第 3 に「Z 氏のヘルパーとして修正不可にならないように理念を理解しているかについて整理をし直す」である。理念を完全に理解しないまま介助の教育に入ってしまう場合も少なくない。理念を蔑ろにすると、ヘルパーが主観で判断し行動してしまうことに繋がってしまう。主観で行動してしま

うヘルパーが多いことをわかっている Z 氏は、その時々に応じて理念の確認をして、ヘルパーしてしまった行動を整理し修正していく。その事を理解し、それらの繰り返しで Z 氏は自立生活を続けている。

以上、本事例から明らかにされた Z 氏における新人教育とは「障害者における自立生活の理念を理解させ、主観でケアをしないヘルパーを育てること」である。

(4) 調査 2 考察「障害当事者が介助現場で行う介助者への教育」

事例 2 では、「障害当事者が介助現場で行う介助者への教育」についてみてきた。自立生活センター A 団体の T 氏が行う介助者教育としては「新人の不安を解消して信頼関係を築いていくこと」と「介助者の悩みを聞いて対応していくこと」をあげることができた。一方、自立生活センター B 団体介助派遣利用者である N 氏における新人教育とは「ヘルパーが受身にならないような教育内容を組み立て、ヘルパーと共に新人教育を実施していくこと」であり、P 氏における新人教育とは「自立生活をするために、ヘルパーが保護的にならないように指導すること」であった。さらに、Z 氏においては「障害者における自立生活の理念を理解させ、主観でケアをしないヘルパーを育てること」が介助者教育としてあげることができた。

調査 2 として、第 1 に「コミュニケーションを図り介助者との信頼関係の築くこと」があげられた。障害当事者が自立した生活を送るなかで、介助者とは多くの時間を共に過ごさなくてはならない。介助者と信頼関係を築くことは、障害当事者が自己決定や自己選択をするための手段となる。それは、特別にその関わった介助者が好みだから信頼を得たいというのではなく、障害当事者にとって介助者と信頼関係を築

くというのは個人が自立するための一手段なのである。そうすることで、築いた信頼関係は介助者が行う正しいケア（指示通りのケア）となり、自己決定や自己選択が実現するのである。

第2に「ヘルパーの主観でケアをしないようにすること」である。ここでの「ヘルパーの主観」とは、ヘルパーの提案・思考・行動等が障害当事者の自立生活を脅かす存在になった時のことを指している。N氏は「ヘルパーが受け身にならないような教育」でいう「受身」は一見、指示を受けてケアをするというように理念と整合性が保たれているようであるが、逆にいえば指示を受けなければ何もしないということになる。それはヘルパーが「何もしたくない」や「言われたことだけすればいい」と思っていると障害当事者から誤解されることにつながる。その「何もしたくない」や「言われたことだけすればいい」は、ヘルパーの思考や行動となり、それらは「ヘルパーの主観」となってしまうのである。P氏は「ヘルパーが保護的にならないように指導する」ことに関しては、ヘルパーから障害当事者に「何かしてあげたい」や「何かしなければならぬ」という思いから「○○しましょうか」や「○○の方が良いから○○にしております」というヘルパーの判断で行動してしまうことにつながってしまう。その提案したことが自立障害者の求めていることであり、それらを過剰に押し付けることは「ヘルパーの主観」が自立生活を阻害させている要因となってしまうのである。

以上のことを踏まえて、4名の考察を整理すると障害当事者が介助現場で行う介助者への教育とは「自立生活をするための手段である『介助者との信頼関係を築くこと』を実行し、介助者が主観的なケアをしないようにすること」とすることができる。

調査3. 自立生活センターの介助者として受けた教育について

ここでは、実際に自立生活センターに所属している介助者8名（各団体4名ずつ）へ「介助者として受けた教育について」のインタビューを行なった。

インタビューガイドは「基本属性」「団体としての教育について」「団体の教育後の現場に入った時に受けた教育について」「使った資料」「研修時間または日数について」「講師について」である。さらに、本研究において以下では介助者教育における研究の第一歩として、各団体の意識を整理するために介助者の質的データを分けて項目生成を行なった。

事例3-1：A団体の介助者として受けた教育に関する項目生成一覧

本事例は、A団体の介助者4名（Q氏、S氏、M氏、H氏：表1）にインタビューを行い、「A団体における介助者として受けた教育について」を調査した。4名の調査結果をまとめて「A団体で教育を受けた介助者の意識」をみていく。

表 4 自立生活センターA 団体の介助者として受けた教育に関する項目生成一覧

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー
A団体の概要を 新人に話す	講師は代表(当事者)と コーディネーター	講師はコーディネーターと代表(M)
		コーディネーターと代表の二人(S)
		代表であり、コーディネーターであり(H)
		代表やコーディネーター(Q)
	CILの理念と歴史	CILとは、こういうもの(S)
		当事者といるときに団体の理念(を教えてもらう)(S)
		理念であったり、歴史であったり(Q)
		(研修は)1時間で終わってケアに入る(Q) CILと介助の研修で1時間(Q)
	その他、守って欲しいこと	マニュアルの研修は守って欲しいことと破ったらダメなこと(M)
		少しずつ色々な話をする(H)
		話するのがメイン(H)
	介助マニュアルを見てから 実践で学んでいく	実践で学んでいくことが教材(H)
介助に関しては「介助マニュアル」(H)		
資料は介助マニュアル(S)		
全体の資料はある(H) プリントは2枚くらい(S)		
実践に入って 介助を覚える	最初は代表(当事者)の 介助から始める	介助全部覚えてないと支援の話はない(H)
		最初は代表当事者の介助(H)
		他は実践で研修を行う(M)
		まず介助から(H) マニュアルを読んで、それからケアの研修(M)
	(ケアの研修は)利用者 と先輩とで教える	研修時は利用者と先輩と私(M)
		先輩がマンツーマンで教えてくれる(Q)
		直接(ベテランヘルパーから)教えてもらう(M) ベテランヘルパーと一緒にいる(S)
	介助者に細かい ポイントを教えてもらう	利用者が中心となって行う研修(M)
		当事者がワンポイントを教える(S) やりながらでもストップして細かく教えてもらう(S)
	見た後はやってみる	(ベテランヘルパー)について、見る(S) 数見てれば、トライしてみる(S)
	勉強してわからない ことは聞く	勉強してもわからない(Q) 勉強して経験して、わからないところはすべて聞く(H)
	3ヶ月程度で介助が できるようにする	1ヶ月は同行で先輩がいる
研修期間が1ヶ月(S) 現場のことは1ヶ月かけて先輩に教えてもらう(M)		
3ヶ月で研修が終わる		3ヶ月間みっちり介助の仕方を教えてもらう(M) 研修期間は3ヶ月(H)
一人立ちしても毎月 全体ミーティングを 繰り返し確認する	一人立ちしても段階を 踏んでできるようになる	覚えたら一人立ち(Q) できるようになると違うもの(覚えることになる)(Q) 段階を踏んでやっていた(Q)
		繰り返し繰り返し歴史と理念(Q)
		研修は月に1回(M) 月1回の全体ミーティングで話し合い(M) 毎月の研修でプリントの確認とかをする(M) 月に1回、1時間(Q)

事例 3 - 1 : 自立生活センターA 団体の介助者らデータの考察
本事例である自立生活センターA 団体に

おける教育を受けた介助者の意識インタビューを整理すると、「代表とコーディネーターが中心となって CIL の理念や歴史を教

えていくこと」,「介助実践は障害当事者と先輩ヘルパーが協力して出来るように教育する」,「全体ミーティングで確認し合うこと」の3つを上げることができる。第1に「代表とコーディネーターが中心となってCILの理念や歴史を教えること」である。A団体では,入職が決まると,はじめにCILの理念や歴史について新人に伝えることから行う。団体としてCILの理念を伝えることで,共に考え取り組んでいくことの重要性を教育していくのである。そのことに加えて,A団体の職員として「守って欲しいことと破ったらダメなこと」を中心に就業規則についても教育の中に含まれている。

第2に「介助実践は障害当事者と先輩ヘルパーが協力して出来るように教育すること」である。団体としての教育である「理念」「歴史」「就業規則」が終わると,障害当事者の介助実践が始まる。介助実践では障害当事者と先輩ヘルパーが協力して,新人に教育していく。介助の方法について,先輩ヘルパーは新人が出来るようになるまでマンツーマンで教育していく。その際に,先輩ヘルパーの教えていることや新人のケアのやり方が違う場合,障害当事者がその作業を止めて細かく丁寧に介助のやり方を

説明することもある。それらの繰り返して新人は介助が出来るようになってくる。

第3に「全体ミーティングで確認し合うこと」である。理念や歴史を知り介助が出来たから充分であるというわけではなく,A団体では毎月全体ミーティングとして,障害当事者や介助者が感じる疑問点や問題点を確認する時間を設けている。その時に,A団体としての業務連絡や個人の抱える悩みや疑問を話すことになっている。その他にも,必要に応じて会議を開き話し合いを行い,個別相談に対応できるような場もA団体は兼ね備えている。

以上のことを踏まえると,A団体の介助者は「障害当事者と介助者が協力し合って新人を教育し,団体全体で繰り返し確認して成長していくこと」を教育されている。

事例3-2: B団体の介助者として受けた教育に関する項目生成一覧

本事例は,B団体の介助者4名(R氏,W氏,E氏,O氏)にインタビューを行い,「B団体における新人の時に受けた教育について」を調査した。4名の調査結果をまとめて「B団体における新人教育を受けた介助者の意識」をみていく。

表5 自立生活センターB団体の介助者として受けた教育に関する項目生成一覧

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー
当事者が オリエンテーション で理念を伝える	当事者が講師陣	講師は代表と障害当事者(R)
		障害当事者4人(R)
		セクション別で講師がくる(R)
	障害者の自立生活の理念	面接は当事者スタッフ3名(W)
		研修で受けた自己選択、自己決定が頭に残っている(O)
		座学で話を聞く(W)
		自己決定と自己選択の大切さを言われた(O)
		障害者についての理念とか経緯(R)
		どういう生活を送ってきたか(R)
	団体の説明(経緯)	利用者の生活1人1人に合わせた理念(W)
		障害者についての理念とか経緯(W)
		プリントがある(R)
現場に出た 新人の行き先	現場に行って(介助を) やってみる	プリントで団体教育を行う(R)
		現場に行って、その場を見て(W)
		ちょっとやってみて(R)
	当事者から 教えてもらうことが中心	初めから現場に出た(W)
		「ケアのやり方」と「どこに何があるか」を教えてもらう(E)
		同行の人ではなく本人に聞くこと(O)
	同行研修をする	自分の関わる当事者から職場の仕組みを教えてもらう(W)
		10日程度の研修(W)
		4カ月目から一人
	流れに身を任せながら 自分で(ケアを)学んでいく	同行は3か月(R)
		入った時は1ヶ月くらい同行がついた
		実践は流れに身を任せる(R)
	ケアはそれぞれ 臨機応変に対応する	自分で学んでいくしか方法はなかった
		本人の指示でやって下さい(O)
		ケアの内容はそれぞれ人による(R)
	3回程度の同行	指示がある場合と考えてやる場合(R)
		発語できない人は臨機応変に(O)
		2回か3回くらいの同行(O)
3ヶ月の同行(重度障害)	研修とは感じてないけど、最初同行する(O)	
	同行は2回くらいであとは当事者スタッフに教えてもらった(W)	
	教えてくれる先輩は入職した時はいた(E)	
まとめて覚えても 変わっていく介助	先輩ヘルパーが同行し、最初は見るだけ	
	同行は3か月(R)	
	現場で自分から聞いてまとめて覚えて(E)	
	マニュアルにこだわる	
	マニュアルを覚えることに時間がかかる(R)	
	利用者の資料がある(R)	
マニュアルとは違う指示	指示を受けてから覚えていったら変えていったり(E)	
	資料はあまり使わなくて実践の中で覚えていく(E)	
	資料は大分変わっている(E)	
	パンフレットには研修内容は書いてない(W)	
よくわからないで ヘルパーをしている	2回の研修後は1人でケアをしていた(W)	
	研修はなかった気がする(O)	
	研修を受けたことがない(E)	
	新人研修をしたことがない(E)	
	(自分が)よく続けられていると思う(E)	
	ちょっと聞いた理念だと、よくわからない(E)	
	マニュアルがあったから良かった訳ではない(R)	
	マニュアルがない方が良かった(R)	
理念とかよくわからないでヘルパーを続けている(E)		

事例3-2：自立生活センターB団体の介助者らデータの考察

本事例である自立生活センターB団体の新人教育の受けた介助者の意識インタビュー

一を整理すると「入職時の障害当事者によるオリエンテーションで行う新人教育」「現場では介助内容が変わっていくので自分でまとめて覚えていく」「障害者の自立生活の理念をよくわからないでヘルパーをしている」の3つを上げることができる。第1に「入職時の障害当事者によるオリエンテーションで行う新人教育」である。B団体では、ヘルパーの採用が決まると、障害当事者スタッフが中心となって新人オリエンテーションを行う。オリエンテーションの内容は、障害者における自立生活の理念についてと、その理念を受けての団体としての方針についてである。それら全てを障害当事者スタッフが講師として新人に教育していくのである。

第2に「現場では介助内容が変わっていくので自分でまとめて覚えていく」である。自立生活の理念の教育が終わると、新人は現場に入り介助について学んでいく。「ケアの内容はそれぞれ人による」とあるように、それぞれの利用者で行うケアが異なってくる。新人は、その研修で覚えた内容がこれからも継続的に使える知識や技術であると認識してはいけない。利用者の障害状況や感情でケアの内容が日によって異なるという個別性を理解してケアに臨まなければならないのである。その場その場で臨機応変に対応していくことが求められる。

第3に「障害者の自立生活の理念をよくわからないでヘルパーをしている」である。B団体では、ヘルパーの中で自立の理念を理解していないで仕事をしている者がいる。彼らは研修を受けたことのない者であって、本人たちは「よくわからないでヘルパーをしている」という思いで仕事をしている。彼らが入っている現場で障害者たちは自立生活を送れているのかが不透明な状況である。急速に、団体としての教育を行うことが求められるであろう。

以上のことを踏まえるとB団体の介助者は「団体としての教育を受けた者とそうでない者が存在しており、統一した教育が行われていない」ことが明らかとなった。

事例3 考察「自立生活センターの介助者として受けた教育」

事例3の分析を自立生活センターの介助者として受けた教育を「教育の受けた介助者の意識」として、教育を受けた側である介助者についてみてきた。

自立生活センターA団体の介助者らはその教育を「障害当事者と介助者が協力し合って新人を教育し、団体全体で繰り返し確認して成長していくこと」であると受け取り、自立生活センターB団体の介助者らはその教育を「団体としての教育を受けた者とそうでない者が存在しており、統一した教育が行われていない」として受け取っていることが確認された。

事例3では、A団体とB団体で介助者における教育の受け取り方が大きく異なる結果となった。A団体の「障害当事者と介助者が協力し合って新人を教育し、団体全体で繰り返し確認して成長していくこと」では、A団体に所属する障害当事者と介助者が協力することから始まっている。A団体では障害当事者だけで支援はできないことや、介助者だけでは何もできないことを認識した上で、互いに協力し合ってできない部分を補っていく考えが団体全体の方針として確立しているのである。介助者を教育する際も同様であり、障害当事者だけでは教えきれないことや、介助者だけでは教えることができないということが方針と重なり合い、協力し合って介助者教育を進めていくこととなる。

次に、B団体の介助者らがその教育について「団体としての教育を受けた者とそうでない者が存在しており、統一した教育が行われていない」と受け取ったことである。

B 団体に入職すると、自立生活センターの障害当事者スタッフがオリエンテーションを行う。その時に、CIL の理念やそれを受けた団体の説明が行われる。事例 1 で B 団体の管理者 C 氏カテゴリー「介助不足でいっぱいいな事務所」とあるように、B 団体の現状が新人を教育する状況に置かれていないことが、介助者に「団体から教育を受けていない」ということに繋がっている。

しかし、「統一された教育が行われていない」ということについては、一見、統一性がなく批判の対象になるように思われるかもしれないが、これは個別性を徹底すると統一した教育がないことは当たり前ではないだろうか。障害者個人が自立生活している以上、各現場にある自己決定や自己選択が異なることは不思議なことではない。むしろ、統一すると介助者に固定概念が生じ自立生活ができにくくなる可能性さえ出てくる。B 団体では障害当事者主体であることを念頭においていることで徹底した個別性を実現できているのである。

以上みてきたように、自立生活センター A 団体と B 団体では異なる新人教育が行われていることが確認された。

V. 結論

本研究では、自立生活センターにおける介助者への教育についてみてきた。第 1 に、自立生活センターの団体として行う教育である。団体に関する調査からは、組織として自立生活センターに加盟していても自立生活センターによって活動状況が異なることが前提にあることが確認された。その異なる部分が他の調査である障害当事者と介助者に関する介助者教育へどのような影響を与えているかについて注目していくこととなった。さらに、自立生活センターとして A 団体では、介助者と障害当事者がとも

に尊重し合うような人材育成が望ましいことが示唆され、両団体ともに障害当事者を尊重するという点では共通していた。

第 2 に、現場で受ける介助者教育である。ここでは「自立生活をするための手段である『介助者との信頼関係を築くこと』を実行し、介助者が主観的なケアをしないようにすること」であることが認識できた。その特徴は、信頼関係を築くことが自立生活をするための手段であったことである。好みであるかそうでないかを問わず、障害当事者が自立生活をしていく中で、介助者がいることが不可欠なことを認識し、自立生活をするための最短な方法であったからであろう。そうすることで、築いた信頼関係は介助者が行う正しいケア（指示通りのケア）となり、自己決定や自己選択が実現するのである。

第 3 に、自立生活センターの介助者として受けた教育を「教育の受けた介助者の意識」として捉えたものである。自立生活センター A 団体と B 団体で、異なる新人教育概念であることが確認された。A 団体の介助者教育について「障害当事者と介助者が協力し合って新人を教育し、団体全体で繰り返し確認して成長していくこと」と受け取っていた。そして、B 団体の介助者教育を「団体としての教育を受けた者とそうでない者が存在しており、統一した教育が行われていない」と受け取っていた。このように自立生活センター A 団体と B 団体では異なる新人教育を行なっていることが確認され、自立生活センターにおいても団体の特徴が顕著になった。

以上の 3 点から見てきたように、団体として行う介助者教育では、介助者に「ともに自立生活運動が取り組めるような介助者を育成すること」を目的として、教育するという点で共通している部分を見出すことができた。しかし、両団体で介助者教育に

関して差異が出たことも確認され、団体としては理念を掲げて教育をしているはずが、教育の受けた介助者の意識を捉えたときに、「団体として協力していくこと（A 団体）」と「個別性のため統一しないこと（B 団体）」という概念の差異が明確化している結果となった。

さらに、障害当事者が行う介助者教育では、障害当事者が介助者を教育する時の一貫した概念あり、それは「自立生活を送ることが最優先であるので、自己実現や自己決定ができる環境づくりを自ら工夫して取り組んでいること」であった。障害当事者が自らの生活を成立させるために実行している個々の取り組みは様々な関わりがあり、その根幹となる概念を明らかにすることができた。

したがって、本研究から明らかになった自立生活センターの介助者が受ける教育とは『『ともに自立生活運動に取り組むこと』を目的とし『介助者として個別のケアが求められ障害当事者を尊重すること』を前提に『団体として自立生活運動を実施する際には介助者も協力していくこと』が重要視されることであった。さらに、それらを実行するにしても「障害当事者は自立生活を送ることが最優先である」ため、「自立生活をするための手段である『介助者との信頼関係を築くこと』」を実行し、「自己実現や自己決定ができる環境づくりを自ら工夫して取り組んでいること」が明らかになった。

VI. おわりに

介助者は、障害当事者が自立生活を送る上で必要不可欠な位置にいながらも数多くの研究はされてこなかった。本研究は、その介助者自身を含め介助者を取り巻く環境にいる者の声を汲み取ったという意味では第一歩を踏み出せたと考える。課題としては、全国各地にある自立生活センターの特

徴や状況を踏まえた総合的な角度から捉えることがあげられる。

さらに、今回の研究は質的調査に基づくものであり、上記のことを総合的な角度から捉えるためにも量的な研究についても検討が必要であると考え。今後の課題はあるものの本研究は、研究上、焦点が当てられにくかった「介助者」について述べ、自立生活センターのさらなる理解へと繋がっていくことを期待する。

引用・参考文献一覧

- ・在原理恵（2002）「地域生活障害者の介助をすることの積極的意義—グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて」『社会福祉』43,135-146.
- ・橋本真奈美（2007a）「自立生活障害者の地域生活を支えるヘルパーに求められる障害観—ヘルパーがもつ可能性と困難・「社会モデル」と「医学モデル」」『社会関係研究』13（1）,43-74.
- ・橋本真奈美（2007b）「自立障害者と介助者の関係性についての一考察—創世記から現在までの、求められる役割とその本質」、『社会関係研究』12（2）,29-55.
- ・糸賀美賀子（1998）『『介助者』という仕事と、介助される側と—地域に根ざした日本流』『自立生活』『福祉労働』79,38-45.
- ・丸岡稔典（2006）「障害者介助の社会化と介助関係」『障害学研究』2,70-98
- ・岡原正幸（1997）「コンフリクトへの自由—介助者関係の模索」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法（増補改訂版）一家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店,121-146.
- ・末永弘（1998）「介助者と障害者の関係について—介助者の立場から考える」『福祉労働』79,46-52.
- ・高橋銀司（2012）「自立生活センターにおける介助者の存在—介助者手足論の

- 変遷と特徴から示唆された『者』の意義」
『北海道社会福祉研究』32,13-28.
- ・土田耕司（2000）「障害者と介助者の関係について—善意の介助事故から」『川崎医療福祉学会誌』10（2）,231-235.
 - ・土田耕司（2000）「身体障害者の事故に関する研究」『川崎医療福祉学会誌』10（1）,17
 - ・山下幸子（2002）「重度心身障害者と介助者とのコミュニケーションに関する質的研究」227-236,『社会福祉学』43(1).
 - ・山下幸子（2004）「健常者として障害者介護に関わるということ—1970年代障害者解放運動における健全者運動の思想を中心に」『淑徳大学社会学部研究紀要』38,51-61.
 - ・全国自立生活センター協議会（1998）
<http://www.j-il.jp/about/ilc.html>:2012.11.18 参照.

機関誌『北海道社会福祉研究』編集規程

1. (名称) 本誌は、北海道社会福祉学会の機関誌『北海道社会福祉研究』と称する。
2. (目的) 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。
3. (発行) 本誌は、原則として1年に1号を発行するものとする。
4. (投稿規程) 原稿の投稿は、所定の規程に従う。
5. (編集) 本誌の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、理事会において選出する。
6. (掲載) 原稿の掲載は、審査結果に基づき編集委員会が決定する。
7. (事務局) 編集委員会事務局は編集委員会委員長の所属機関におく。
8. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。

(附則)

1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。

機関誌『北海道社会福祉研究』投稿規程

1. 共同研究者も含め、投稿者は、前年度中に学会員資格を得ていなければならない。
2. 論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F 二重投稿・多重投稿」を参照し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、毎年11月末日とする。
6. 印刷した原稿およびCD-R等の提出媒体を、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てに送付する。
7. 投稿論文掲載の可否は、審査の上、編集委員会が決定する。
8. 投稿された原稿およびCD-R等提出媒体は返却せず、2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不満がある場合には、文書にて編集委員会に申し立てることができる。また、編集委員会の対応に不服がある場合には、北海道社会福祉学会理事会に不服を申し立てることができる。
10. 研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
11. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
12. なお採用された投稿論文は電子化のうえCiniiに登録され、その著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
13. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し、理事会の承認を経て行う。

- 付則
1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
 2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。

機関誌『北海道社会福祉研究』執筆要領

1. 共同研究者を含め、投稿者全員が前年度中に学会員資格を得なくてはならない。
2. 本誌には、論文、調査報告、実践報告、研究ノート、資料解題、研究動向、書評などの欄を設けるが、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ、事例、資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文、報告書等（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1回ごとに独立・完結したものとして扱い査読を行うので、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて2万字（400字詰原稿用紙換算で50枚）以内とし、図表は1点につき600字換算とし、図表込みで2万字以内を厳守すること。ただし1頁全体を使用する図表については1600字換算とする。
5. 投稿の締切りは、毎年11月末とし、末日消印有効とする。
6. 投稿論文掲載の可否は、編集委員会による審査の上、投稿者に結果が通知される。
7. 投稿する原稿の執筆にあたって
 - ・原則としてワープロまたはパソコンで作成し、縦置A4版用紙に横書きで、1600字（40字×40行）で印字した原稿2部とCD-Rを提出する。
 - ・投稿に際しては、印字した原稿に3枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
 - ・表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先（住所または電子メールアドレス）も掲載するが、希望しない場合はその旨明記すること。また、原稿の種類は①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題、⑤書評から選択する。
 - ・表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する（無記名）
 - ・掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。
 - ①本文・注・引用文献は、ワードかテキスト形式で保存したファイル（添付ファイル送付可）および縦置きA4版用紙に編集委員会の指定による様式（2段組み）で印字した原稿を1部提出する。
 - ②図表は、本文とは別に1葉ごとにA4版にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別な作図などが必要な場合には、自己負担を求められることがある。
8. 原稿およびCD-R等は、北海道社会福祉学会編集委員会事務局に送付する。
9. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定〔引用法〕」によるものとする。
10. 投稿原稿に利用したデータや事例について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。
11. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の標記の際には、本人の著であっても「著者」「拙稿」とはせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛てにこれを行う。
12. 国内外の研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。

（附則）

1. 本要領は、2009年2月28日より施行する。

北海道社会福祉学会『北海道社会福祉研究』第()号投稿論文等査読報告書 1

番号	原稿種類	タイトル

I 項目別評価 (修正を必要とする項目に✓を入れてください)

項 目	チェック欄
1. 執筆要項に適った形式になっているか	
2. 先行研究を踏まえているか	
3. 研究目的は明確であるか	
4. 研究目的を踏まえ、研究方法は明確であるか	
5. 概念・用語は適切であるか	
6. 調査方法・分析が適切で、結果は明確であるか	
7. 論理の展開には一貫性があるか	
8. 表題は内容に合致しているか	
9. 図表の体裁が整っており、内容と合致しているか	
10. 研究倫理上の問題はないか	

II 掲載についての評価

評価	A 掲載可能 (査読コメントがあれば参考に)
	B 部分的な修正がなされれば掲載の可能性あり (再査読あり)
	C 大幅な修正がなされれば掲載の可能性あり (再査読あり)
	D 掲載不可

査読年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

査読者署名 _____ ㊞

(査読者 → 編集委員会 → 投稿者)

北海道社会福祉学会『北海道社会福祉研究』第()号投稿論文等査読報告書 2

掲載についての評価	
-----------	--

番号	原稿種類	タイトル
査読コメント		

北海道社会福祉研究 第33号

発行日 2013年3月31日

編集 北海道社会福祉学会編集委員会

発行者 田中耕一郎(会長)

発行所 北海道社会福祉学会

〒004-8631 札幌市厚別区大谷地西2丁目3-1

北星学園大学社会福祉学部 田中研究室気付

☎ 011-891-2731 (代表) FAX 011-896-7660

印刷 社会福祉法人北海道リハビリー

〒061-1195 北広島市西の里507番地1
